

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月30日
【計算期間】	第5期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
【ファンド名】	ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006 (Nomura BlueCrest CTA Fund 1006, a Series Trust of Nomura CTA Series Trust)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 范 宇 晟
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 4788
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注1）豪ドル、ユーロおよび米ドルの円貨換算は、それぞれ平成28年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝80.95円、1ユーロ＝124.11円および1米ドル＝113.62円）によります。以下、豪ドル、ユーロおよび米ドルの金額表示はすべてこれによります。

注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注3）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年10月1日に始まり9月30日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、平成22年6月24日（ファンドの運用開始日）から平成23年9月30日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は高いボラティリティながらも、伝統的な投資手法および他のオルタナティブ投資戦略などの主要な資産クラスとの低い相関性を保ちつつ、長期にわたる高リターンを達成することです。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（以下「本債券発行会社」といいます。）が、本債券発行会社の200億米ドル・ユーロ・ノート・プログラム（当初のプログラムへの随時の変更および補足を含みます。）（以下「本債券プログラム」といいます。）に基づいて発行した米ドル建て2016年満期インデックスリンク償還債券（以下「本債券」といいます。）に、ファンドが主に投資することを通じて、かかる目的を達成することを目指します。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券（以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）数に制限はなく、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）の決定に従い無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、受託会社および管理会社により締結された2009年5月14日付マスター信託証書（2015年5月29日付（2015年6月30日効力発生）の修正証書により修正済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定および設立される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2010年4月15日付追補証書（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成される2つ目のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、トラストはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。トラストは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型の単位型投資信託として設立されました。

管理会社は、ファンドの勘定でシリーズ・トラストの受益証券の独占発行権を有するものとします。管理会社は、信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、ファンドの受益証券の発行および買戻し、ファンドの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）の算出ならびにファンドからの（もしあれば）分配の支払のための手配または監督を含むファンドの一般的な管理運営業務について責任を有するものとします。

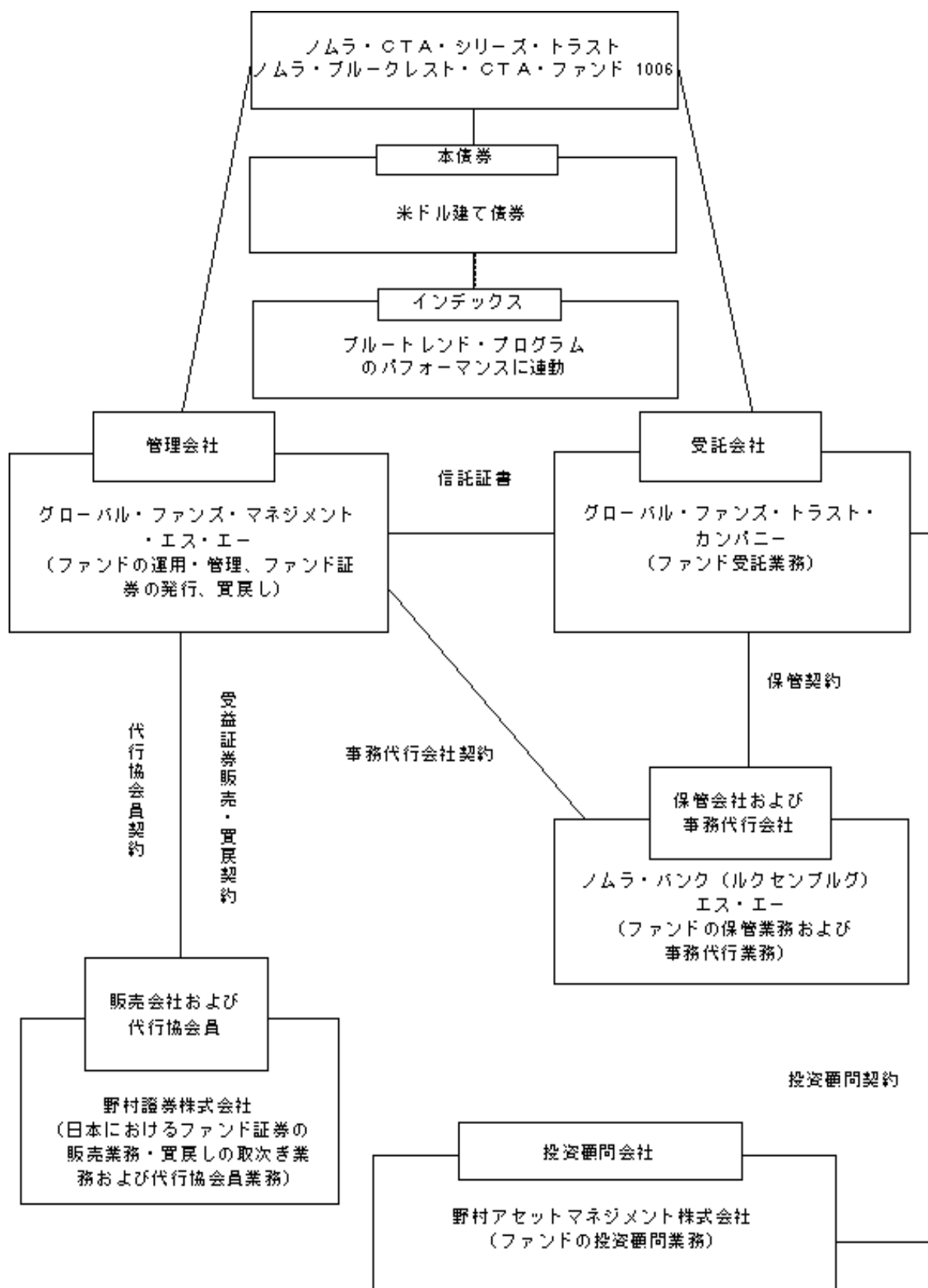
（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2009年5月14日	マスター信託証書締結
2010年4月15日	追補証書締結

2010年6月7日	日本におけるファンド証券の募集開始
2010年6月24日	ファンドの運用開始
2015年5月29日	修正証書締結
2015年6月30日	修正証書の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンドの運用、管理、ファンド証券の発行および買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の管理および保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2009年5月14日付で受託会社との間で保管契約（2009年6月11日付保管契約のサイドレターにより修正済。）（以下合わせて「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2009年5月14日付で管理会社との間で事務代行会社契約（2009年6月11日付事務代行会社契約のサイドレターにより修正済。）（以下合わせて「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「代行協会員」または「販売会社」といいます。)	代行協会員および日本における販売会社	2010年5月7日付（2015年5月20日付変更契約書により修正済。）で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2010年5月7日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社 (以下「NAM」または「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2010年4月15日付で野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFRT」といいます。）と受託会社との間で投資顧問契約（2012年12月13日付の受託会社、ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インクおよびNFRTとの間の更改契約（2012年12月20日発効）により更改済）（以下合わせて「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。2015年10月1日付でNFRTはリテール運用関連事業を分割し、NAMが当該事業を承継しました。これに伴い、2015年10月1日以降は、ファンドの投資顧問会社がNFRTからNAMに変更されました。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格（以下に定義します。）の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注5) 投資顧問契約とは、ファンドの資産のほとんどすべてを本債券に投資し、ファンドの投資目的に照らした、原ファンド投資管理会社（以下に定義します。）の運営上の能力および原ファンド分離ポートフォリオ（以下に定義します。）の妥当性の定期的なモニタリングならびに、ファンドのAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引（以下に定義します。）に際し、受託会社を支援することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社
- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有し、CSSFによりAIFMとして認可された管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

(ii) 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1) 顧客毎の一任運用、(2) 投資顧問業務、(3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4) 2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店の設置を通じて、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

(iii) 資本金の額（2016年2月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

(2016年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義されます。）により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

③ 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制された投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制された投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制された投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計帳簿を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。

- (iv) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法(2013年改正)(金融庁(改正)法(2015年)による改正を含みます。)、マネー・ロンダリング防止規制(2015年改訂済)または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(Ernst & Young Ltd.)です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- (i) ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- (ii) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- (i) ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- (ii) ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- (i) ファンドの名称およびすべての旧名称
- (ii) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- (iii) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- (iv) 純資産額
- (v) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- (vi) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- (vii) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- (i) 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- (ii) ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

② 受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。ファンドの年次会計書類は、原則として、ファンドの会計年度末から120日以内に受益証券の保有者(以下「受益者」といいます。)へ送付されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年9月に到来する評価日(以下に定義します。)に係る計算日(以下に定義します。)に算出される純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、かかる評価日における純資産価格が計算日に計算された後、各受益者により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれファンドの受益者名簿(以下「受益者名簿」といいます。)に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（i）ファンドの名称、（ii）管理会社等の情報、（iii）ファンドの目的・特色、（iv）投資リスク、（v）運用実績および（vi）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および年次の監査済財務書類を提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、トラストと同じく認可された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に反し、当該認可の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、規制投資信託の監督および経営が、適正な態様で行われていない場合、または規制投資信託の経営者の地位にある者が当該地位に就くべき適正な人物でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれ

ます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は高いボラティリティながらも、伝統的な投資手法および他のオルタナティブ投資戦略などの主要な資産クラスとの低い相関性を保ちつつ、長期にわたる高リターンを達成することです。

受託会社は、本債券発行会社が本債券プログラムに基づいて発行した本債券に、ファンドが主に投資することを通じて、その目的を達成することを目指します。

本債券発行会社は、1986年1月22日に英国において有限責任会社として設立され、1986年10月27日に株式会社として登録されました。本債券発行会社は野村ホールディングス株式会社のヨーロッパにおける中核持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ビーエルシーの完全子会社です。本債券発行会社は、2000年金融サービスおよび市場法に基づく預金預入機関として金融行為監督機構の認可を受けその規制下にあります。また、1987年銀行法に従ったイングランド銀行の認可を取得しています。2016年2月末日現在、本債券発行会社は、99億2,820万2,847米ドルの総資産および5億5,500万米ドルの払込済株式資本を有しています。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用および期中の費用の合計を控除後）は、本債券に投資されます。本債券へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されます。

本債券の投資収益は、インデックス（以下に定義します。）に連動します。かかるインデックス値（以下に詳述されます。）は、現金勘定（以下に定義します。）、およびケイマン諸島において有限責任免税会社として設立され、RPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメントAB（以下「原ファンド投資管理会社」といいます。）が運用する分離ポートフォリオ会社であるRPM SPC（以下「原ファンド」といいます。）の分離ポートフォリオであるRPM SPCシングルCTA分離ポートフォリオ1006（以下「原ファンド分離ポートフォリオ」といいます。）の換金可能な米ドル建てクラスの受益権（以下「原ファンド分離ポートフォリオ受益権」といいます。）の純資産総額との合計額に連動します。原ファンド分離ポートフォリオに関する投資目的および戦略ならびに投資方針等の情報は、下記の「本債券」の項に記載されています。

受託会社はファンドの投資顧問会社に、野村アセットマネジメント株式会社を起用しています。投資顧問会社は、現金残高ならびに下記の為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券およびCクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除き、ファンドの資産のほとんどすべてを本債券に投資し、原ファンド投資管理会社の運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした原ファンド分離ポートフォリオの妥当性について、受託会社（もしくはその代理としての事務代行会社）、（受託会社の要請により）本債券発行会社、（本債券発行会社の要請により）原ファンド投資管理会社が投資顧問会社に提供する情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングします。受託会社はまた、ファンドの現金残高管理のためにも投資顧問会社を起用しています。

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を行う責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを除去するのではなく軽減し、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券をそれぞれ日本円および豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としています。Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の為替ヘッジ取引を行うために、受託会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関する為替リスクを軽減するためにファン드가利用するその他の金融商品が含まれます。これらの取引を総称して「為替ヘッジ取引」といいます。為替ヘッジ取引が計画通りに、為替リスクを軽減できるという保証はありません。

為替ヘッジ取引は、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値およびCクラス受益証券の豪ドルによる価値を十分に守ることに努めます。

為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の双方に帰属しますが、その損益を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、その損益は主に、Aクラス受益証券においては米ドルと日本円の金利差、Cクラス受益証券においては米ドルと豪ドルの金利差により決定されます。

本債券

本債券の提示された要項の概要は以下のとおりです。

別途定義されていない語句については、下記「定義」の欄の記載に従うものとします。

本債券発行会社：	ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー
保証会社：	野村ホールディングス株式会社（以下「保証会社」といいます。）
シリーズ番号：	2315
トランシェ番号：	1
指定通貨：	米ドル（以下「指定通貨」といいます。）
額面総額：	
（i）シリーズ：	141,117,000米ドル
（ii）トランシェ：	141,117,000米ドル
発行価格：	額面総額の100.00%
券面額：	各本債券につき1,000米ドル
計算金額：	各本債券につき1,000米ドル（以下「計算金額」といいます。）
発行日：	2010年6月28日（以下「発行日」といいます。）
満期日：	2016年7月14日（以下「予定満期日」といいます。）ただし、本書に記載される条件に従い本債券評価日が調整される場合、満期日はかかる条件に従って延期されますが、この場合満期日は、予定満期日から180ロンドン営業日以内の日までとします。
償還／支払の基準：	インデックスリンク償還

本債券の優劣： 優先

保証の優劣： 優先

販売方法： 非シンジケート方式

償還に関する規定

本債券の最終償還額： 計算金額毎の最終償還額（以下「最終償還額」といいます。）は、以下の算式に従って計算代理人が算出する指定通貨建ての金額です。

最終償還額 = 計算金額 × [0または（最終価格／当初価格）－ 債券管理手数料のいずれか大きい方]

税制事由もしくは規制事由または債務不履行による償還の際の本債券の早期償還額および／またはその計算方法（要求される場合または本債券の発行要項と異なる場合）：

商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人により、必要と判断される諸要素を考慮し、さらに早期償還費用を差し引いて決定された、早期償還予定評価日における本債券の公正な市場価格に等しい額（以下「早期償還額」といいます。）。

本債券発行会社によるその他の早期償還：

計算代理人が以下のいずれかを認識した場合、計算代理人は、本債券発行会社に対し、本債券の全部（一部は不可）を早期償還額で償還するよう指示することができます（ただし、その義務は負いません。）。

(i) インデックスについて、インデックススポンサーが推定値、または修正値の算出や、代用もしくはその他の選択をした場合であってもインデックス調整事由（以下に詳述されます。）が発生している場合は常に、または

(ii) インデックス値の計算および／もしくは公表が、インデックススポンサーもしくは計算代理人が適宜決定するその他の者により中断および／もしくは制限されている場合。

税制上の理由による償還の可否：可

償還通知期間： 早期償還予定評価日および早期償還日は、本債券発行会社により決定され、本債券発行会社から本債券の所持人（以下「本債券保有者」といいます。）に対する通知に記載されるものとします。早期償還予定評価日において、インデックス調整事由が存在する場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、当該日をカットオフ日まで延期することができ、その結果（必要があれば）早期償還日も延期することができます。

償還通知可能日： 償還通知は、発行日以降常時可能です。

本債券に適用される一般規定

支払日に関する追加金融センターまたはその他の特記事項：

ルクセンブルグおよびニューヨーク

その他の条件または特別条件： 計算代理人によるすべての計算および各種決定は、計算代理人の単独の裁量によって商取引上の合理的な方法で誠意を持って行われるものとし
ます。このように行われるすべての計算結果は確定値であり、本債券発
行会社および本債券保有者を、明白な誤りが無い限り拘束します。計算
代理人は決定事項や計算結果については速やかに、本債券代理人および
本債券発行会社に通知するものとし、計算代理人は故意の不履行または
悪意がある場合を除き、その決定事項または計算結果について一切責任
を負わないものとします。

販売

該当するディーラーの名称： ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー
ロンドン、EC4R 3AB
エンジェル・レーン1番地
ノムラハウス

適用されるTEFRAルール： TEFRA Dルール

事務手続上の情報

ISIN： XS0499434230

共通コード： 049943423

決済機関を通じて決済されるべき本債券：
あり

引渡し： 支払と引き換え

ユーロシステムの適格性を認める保有の有無：
なし

定義

「本債券代理人」 シティ・バンク・エヌエー・ロンドン支店

「計算代理人」 ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーまたは正当に任命されたそ
の承継人をいいます。

「現金勘定」 現金預金および／または現金等価物から成る想定上の口座をいいます。

「現金勘定ユニット」 現金勘定のユニットをいいます。

「ブルートレンド・プログラム」	投資アドバイザーが独自に開発し所有する「ブルートレンド・プログラム」をいいます。
「カットオフ日」	計算代理人が本債券予定評価日、早期償還予定評価日または当初決定予定日において決定する、それぞれ本債券予定評価日、早期償還予定評価日、当初決定予定日の後の180ロンドン営業日目の日をいいます。
「早期償還費用」	最低金額を0として、各本債券の早期償還の際に本債券発行会社またはその子会社に関連して発生または負担された費用の総額を比例按分した金額をいいます。かかる費用は資金調達関連費用および本債券に関するヘッジ・ポジションの手仕舞いに関連する費用等で、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人によって判断されます。
「早期償還日」	本債券発行会社が決定し、本債券発行会社が本債券保有者に宛てた通知に特定された日をいいます。早期償還予定評価日において、インデックス調整事由が存在する場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、当該日をカットオフ日まで延期することができ、その結果（必要があれば）早期償還日も延期することができます。
「債券管理手数料」	$0.35\% \times N$ の値を意味します。Nとは、2010年7月6日（当日を含みます。）から2016年7月6日（当日を除きます。）までの間に経過した年数に相当します。1年に満たない期間についての計算は、当該暦日数を、うるう年でない場合は365、うるう年の場合は366で除した値に基づいて決定されます。
「最終価格」	本債券評価日のインデックス値（四捨五入し、小数点第2位まで表示したもの）をいいます。
「インデックス」	ノムラ・CTA・ST1006・インデックス（米ドル）をいいます。
「インデックス調整事由」	下記の「インデックス調整条項」の項に記載のインデックス調整事由をいいます。
「インデックス調整条項」	下記の「インデックス調整条項」の項に記載のインデックス調整条項をいいます。
「インデックス営業日」	インデックス開始日および原ファンド営業日でかつロンドン営業日である日で、本債券予定評価日まで（当日を含みます。）の日をいいます。ただし、インデックス調整事由が発生した場合は、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為するインデックススポンサーは、適切とみなす場合において、その他のロンドン営業日を当該インデックス営業日に指定します。
「インデックス値」	インデックス営業日において、インデックススポンサーが決定したインデックス値（米ドル建てかつ四捨五入し、小数点第2位まで示したもの）をいい、インデックス調整条項および原ファンド分離ポートフォリオ受益権の代用（以下に詳述します。）に従い調整されます。インデックス値は、ブルームバーグのNMDP1006<GO>のページ、またはインデックススポンサーが決定した後継ページを通じて、インデックススポンサーより入手可能です。
「インデックススポンサー」	ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーまたは正当に任命されたその承継人をいいます。

「インデックス開始日」	2010年7月6日
「インデックス開始値」	100.00米ドルをいいます。
「当初決定日」	当初決定予定日をいいます。
「当初価格」	当初決定日のインデックス値をいい、インデックス開始値と等しい値となります。
「ロンドン営業日」	ロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。
「分離口座」	マスター原ファンドの分離ポートフォリオであるRPMマスターSPC分離ポートフォリオEをいいます。
「マスター原ファンド」	ケイマン諸島において有限責任免税会社として設立された分離ポートフォリオ会社のRPMマスターSPCをいいます。
「想定上の資金」	未使用の資金をいい、分離口座にて保有される原ファンド分離ポートフォリオの現金を上回る部分を意味します。
「公式月次原ファンド純資産価格」	原ファンド評価日における原ファンド分離ポートフォリオ受益権の米ドル建て公式純資産価格で、原ファンド事務代行会社が認証し公表したものをいいます。
「公式月次原ファンド純資産価格公表日」	原ファンド評価日における公式月次原ファンド純資産価格が公表されたか、または別途インデックススポンサーに通知された日をいい、当該原ファンド評価日のおよそ3原ファンド営業日後を予定しています。
「原ファンド分離ポートフォリオのパフォーマンス」	原ファンド事務代行会社がインデックススポンサーに開示したインデックス営業日（t）の入手可能な原ファンド分離ポートフォリオの純資産価格と直前のインデックス営業日（t-1）の入手可能な原ファンド分離ポートフォリオの純資産価格との比較における変動率をいいます。
「再調整観察日」	2010年8月以降の各暦月の3インデックス営業日目をいいます。
「早期償還予定評価日」	計算代理人が本債券発行会社および本債券代理人に宛てた通知に特定された日をいいます。早期償還予定評価日にインデックス調整事由が発生している場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、当初決定日をカットオフ日まで延期することができ、必要があれば、早期償還日も延期することができます。

「当初決定予定日」	インデックス開始日をいいます。
「本債券予定評価日」	(i) 2016年7月6日（すなわち、2016年6月の原ファンド評価日における公式月次原ファンド純資産価格の予定公表日）または (ii) 2016年6月の原ファンド評価日における公式月次原ファンド純資産価格の実際の公表日 のいずれか早い方をいいますが、当該日がロンドン営業日でない場合、本債券予定評価日はその直後のロンドン営業日とします。
「投資アドバイザー」	商品投資顧問会社（以下「CTA」といいます。）であるブルークレスト・キャピタル・マネジメント・エルエルピーまたは正当に任命されたその承継人をいいます。投資アドバイザーは2011年4月1日付でガーンジー金融サービス委員会によって認可されました。提出日現在、投資アドバイザーはCTAであるシステムティカ・インベストメンツ・リミテッドまたは正当に任命されたその承継人をいいます。投資アドバイザーは2015年1月1日にジャージー金融サービス委員会（JFSC）によって認可されました。
「副投資アドバイザー」	ジェネラル・パートナーがガーンジー金融サービス委員会の認可を得ているパートナーシップであるブルークレスト・キャピタル・マネジメント・ガーンジー・エルピーまたは正当に任命されたその承継人をいいます。提出日現在、副投資アドバイザーは、システムティカ・インベストメンツ・GPリミテッドをジェネラル・パートナーとするパートナーシップであるシステムティカ・インベストメンツ・ガーンジー・エルピーまたは正当に任命されたその承継人をいいます。
「トレーディング水準」	投資アドバイザーに対し随時割り当てられる、原ファンド分離ポートフォリオに帰属する額と想定上の資金の合計額をいいます。
「原資産」	原ファンド分離ポートフォリオ受益権をいいます。
「原資産ユニット」	原資産のユニットをいいます。
「原ファンド事務代行会社」	カレドニアン・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドまたは正当に任命されたその承継人をいいます。
「原ファンド営業日」	ケイマン諸島において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。
「原ファンドの取締役」	原ファンドの取締役をいいます。
「原ファンド評価日」	各暦月の最終原ファンド営業日をいいます。
「本債券評価日」	本債券予定評価日をいいます。ただし、本債券予定評価日にインデックス調整事由が発生している場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は本債券評価日を適用あるカットオフ日まで延期することができます。本債券評価日が予定満期日より3ロンドン営業日前の日まで、または予定満期日以降に延期された場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人が決定するところに従い、満期日は、本債券評価日後の可能な限り早い日に延期されるものとします。ただし当該日は、予定満期日後180ロンドン営業日以内の日とします。

流通市場

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーは、正常な市況下では、2010年7月31日（当日を含みます。）から2016年5月31日（当日を含みます。）までの期間の各月末（以下「本債券買戻日」といいます。）において公式債券価格（以下に定義します。）で本債券を買戻す予定です。本債券保有者は、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーに対し、特定の本債券の買戻しを要求する買戻通知を出すことができますが、かかる通知は本債券カットオフ日（以下に定義します。）の午後3時（ロンドン時間）までにノムラ・インターナショナル・ピーエルシーに提出されなければなりません。各買戻通知については、本債券10券面またはノムラ・インターナショナル・ピーエルシーがその裁量で決定するその他の数を最小限とし、本債券1券面の整数倍で記載されるものとします。

「本債券カットオフ日」とは、該当する本債券買戻日が属する月の21暦日（かかる21暦日がロンドンおよびルクセンブルグにおける営業日（以下「ロンドンおよびルクセンブルグにおける営業日」といいます。）でない場合には、翌ロンドンおよびルクセンブルグにおける営業日が21暦日とみなされます。）のことをいいます。

「公式債券価格」とは、以下を反映してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーがその裁量で決定する、本債券買戻日の価格のことをいいます。

- i. 当該本債券買戻日におけるインデックス値から、
- ii. かかる本債券買戻日に関連する公式債券価格公表日（以下に定義します。）（また、かかる日がロンドン営業日でない場合、その直後のロンドン営業日）まで（当日を含みます。）の未払いの報酬および
- iii. 本債券の計算金額のおよそ0.50%に等しくなると思われるスプレッドを引いたもの

正常な市況下でインデックス調整事由が発生していない場合は、いかなる本債券買戻日の公式債券価格も、翌月の7暦日（以下「公式債券価格公表日」といいます。）までにノムラ・インターナショナル・ピーエルシーによって提供される予定です。買戻代金の送金は米ドル建ての電信送金により、公式債券価格公表日から5流通市場営業日目（以下に定義します。）までに送金される予定です。

「流通市場営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルグおよびニューヨークの営業日をいいます。

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーがインデックス調整事由の発生を認識した場合、インデックススポンサーは公式債券価格の公表を延期する、したがってそれに関連する買戻代金の送金も延期する、および／または償還の受付自体を、既に受領確認しているものも含めて、停止する可能性があります。

インデックス

インデックスは、（i）原ファンド分離ポートフォリオ受益権ならびに（ii）現金預金および／または現金等価物から成る想定上の口座から構成されるダイナミックなポートフォリオに投資する投資戦略（以下「インデックスの投資戦略」といいます。）への100米ドルの想定上の投資に連動することを予定しています。

インデックスの投資戦略は、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を保ちつつ、高リターンの達成を目指します。また、原ファンド分離ポートフォリオ受益権への想定上の投資を通じて「ブルートレンド・プログラム」に、インデックスの100%のエクスポージャーを取ることを予定しています。ただし、とりわけ（i）関係法人への報酬や（ii）委託証拠金の水準および（iii）現預金の運用利回り等の違いにより、インデックスの投資戦略のパフォーマンスと、ブルートレンド・プログラムが特定した投資資産に直接投資した場合のパフォーマンスとの間に連動の誤差が生じる場合があります。

インデックス値は米ドルで表示され、インデックスの投資戦略への想定上の投資によるパフォーマンスを反映することを目指します。インデックス値は各インデックス営業日において、インデックススポンサーによって算出され、ブルームバーグのNMDP1006<GO>のページに公表され、「インデックス調整条項」および「原ファンド分離ポートフォリオ受益権の代用」に服します。インデックススポンサーがインデックス営業日に公表するインデックス値は、直前のインデックス営業日のインデックス構成資産（以下に定義します。）の純資産総額を反映します。インデックススポンサーは、原ファンド事務代行会社から受領する原資産ユニットの価格情報等に基づいて、各インデックス営業日にインデックス値を決定します。インデックススポンサーは公式月次原ファンド純資産価格の公表を受けて、それまでに原ファンド事務代行会社等から受領した原資産ユニットの価格情報と公表された公式月次原ファンド純資産価格との差異を調整するために、インデックス値を調整することがあります。

インデックスはインデックス構成資産間の比重をダイナミックに割り当てます。

インデックスは想定上、インデックスの投資戦略への投資を複製することを予定しているため、インデックスの投資戦略に直接投資した場合のパフォーマンスに影響を及ぼすであろう事象が、インデックスおよび／またはインデックス値に影響を与えかつ／またはインデックス調整事由を構成する場合があります。さらに1つまたは複数のインデックス調整事由が生じた場合、インデックススポンサーはかかる事由を考慮し適切とみなされるインデックスの調整を行う場合があります。

インデックスは（i）原資産への想定上の投資および（ii）現金勘定のユニット（以下個別におよび合わせて「インデックス構成資産」といいます。）で構成されます。

2つのインデックス構成資産の比重は、インデックススポンサーの決定に従い、目標配分比率に基づいてまず設定され、その後再調整されます。各再調整観察日にインデックススポンサーは、各インデックス構成資産のパフォーマンスに基づき実際の比率を確定し、目標配分比率への再調整をすることができます。

インデックスに以下のような事態が発生した場合は、その後継のインデックスを「インデックス」とみなします。

- i. インデックススポンサーではなく、計算代理人の認める後継スポンサーによって計算、公表される場合、
- ii. 従来と同じかまたは極めて類似した方法で計算する後継のインデックスに、計算代理人の判断で置き換えられる場合。

現金勘定ユニット

現金勘定ユニットとは、各インデックス営業日に利息が発生する、想定上の現預金および／または現金等価物のユニットです。現金勘定ユニットの金額は、インデックススポンサーが実行するインデックスの再調整により増減します。

原資産ユニット

原資産ユニットは、原ファンド分離ポートフォリオ受益権における想定上の投資のパフォーマンスに連動します。

原ファンド分離ポートフォリオ受益権は、原ファンドによって発行された原ファンド分離ポートフォリオの証券です。原ファンド分離ポートフォリオ受益権は、原ファンド分離ポートフォリオ（その資産の全部または一部は、投資業務を副投資アドバイザーに委託する投資アドバイザーによって運用される分離口座に投資されます。）の価格に連動します。投資アドバイザーも副投資アドバイザーもトレンド・フォロー型のCTAです。投資アドバイザーは通常、世界中の100を超えるデリバティブを扱うコンピュータ運用のトレーディング・システムを用い、そのトレーディング・システムの指示でレバレッジを活用する場合があります。デリバティブの原資産は一般に株価指数、債券、短期金利、通貨、貴金属、穀物、家畜、エネルギー、卑金属および農産物等です。CTAは通常、世界各国の市場における日々の価格変動を捉え、そのポートフォリオの特定の資産がどれだけロング(買い建て)またはショート(売り建て)であるべきかを算出するための独自のシステムを使用します。かかるトレーディング・システムの収益性は、これらの市場に上方であっても下方であってもトレンドが現れ、動きが増幅される場合に高まります。

インデックスは毎月初めに、投資アドバイザーのブルートrend・プログラムに対し100%のエクスポージャーをもつことを目指し、インデックス開始日において100米ドルのインデックス値で表され、その後は月初のインデックス値で表されます。ブルートrend・プログラムに対するエクスポージャーは現金勘定の経過利息により、月内は100%から若干外れる場合がありますが、インデックスは、ブルートrend・プログラムに対しレバレッジをかけたエクスポージャーを持つことはありません。

インデックスは、資産を分離口座に投資する原ファンド分離ポートフォリオに対して、インデックス開始日にインデックス値の4分の1、すなわち25米ドルに等しくその後変動する、理論上のエクスポージャーを通じて、ブルートrend・プログラムに対する上述のエクスポージャーを得ます。

投資アドバイザーは分離口座の現金を利用し、ブルートrend・プログラムに対し直接のエクスポージャーを得ます。かかるエクスポージャーの水準はトレーディング水準です。インデックス開始日現在、トレーディング水準は原ファンド分離ポートフォリオの純資産総額の4倍に等しい値となると考えられ、それ以降その倍率は変動します。トレーディング水準はその前月のインデックスのパフォーマンスを反映して毎月末に調整される予定です。

インデックスはブルートrend・プログラムに対し、レバレッジをかけたエクスポージャーを持ちませんが、ブルートrend・プログラム自体が、レバレッジをかけるかまたはレバレッジのかかった証券に投資する場合があります。

原ファンド分離ポートフォリオ受益権の代用

インデックススポンサーは適宜、その単独かつ絶対的な裁量により、原ファンド分離ポートフォリオ受益権を、その他のケイマン諸島の分離ポートフォリオ会社によって発行された証券（以下「代用原ファンド分離ポートフォリオ証券」といいます。）を参照する原資産ユニットで代用する場合があります（以下「原ファンド分離ポートフォリオ証券の代用」といいます。）。かかる証券は、原ファンド分離ポートフォリオが採用する戦略と類似した戦略（同様の高いリターンを有する場合もそうでない場合もあります。）を採用する、その他のCTAが運用する分離口座に連動したパフォーマンスを提供します。原ファンド分離ポートフォリオ証券の代用を行うために、インデックススポンサーは、原ファンド分離ポートフォリオ受益権のすべての持分を想定上換金し、かかる理論上の換金手取額を、全額受け取り次第使用して、代用原ファンド分離ポートフォリオ証券を想定上購入します。当該理論上の換金手取額の受領日から、代用原ファンド分離ポートフォリオ証券が想定上購入可能となるまで、証券の実際の換金および購入の実施日程および実施方法を、全面的にまたは部分的に反映して、相当な時間がかかる場合があります。その場合、想定上受領した換金手取額は理論上の受領日から、理論上の購入の一部として、代用原ファンド分離ポートフォリオ証券に払い込まれるべき日まで、現金勘定ユニット数の増加分に充当されるものとしします。

インデックススポンサーは、当該理論上の換金手取額が、当該理論上の購入を行うために入手可能となり、代用原ファンド分離ポートフォリオ証券が想定上購入可能となるまで、インデックス値の公表を停止する場合があります。

かかる代用は、インデックス調整条項に服します。

そして代用原ファンド分離ポートフォリオ証券は、原ファンド分離ポートフォリオ受益権とみなされるものとしします。また計算代理人は、「原ファンド分離ポートフォリオ受益権」、「原ファンド」、「原ファンド投資管理会社」、「原ファンド事務代行会社」、「原ファンド営業日」、「マスター原ファンド」、「ブルートレンド・プログラム」、「副投資アドバイザー」および「投資アドバイザー」等の本書の定義に対して、かかる代用を考慮して適切と判断する変更を加えるものとしします。

インデックス値

インデックスは、インデックス開始日にインデックス開始値で開始されました。その後インデックススポンサーは、インデックス構成資産の額の合計額として、インデックス値をインデックス営業日毎に決定するものとしします。

インデックス調整条項

下記のインデックス調整事由が発生した場合、その対応策としてインデックススポンサーは、その単独かつ絶対的な裁量により、適切とみなすインデックスの調整を行うことがあります。

- (a) 予定された日である原ファンド評価日から3原ファンド営業日目までに、遅くとも、当該原ファンド評価日の直後の月の7暦日までに、公式月次原ファンド純資産価格が公表されていないか、またはその他の方法で原ファンド事務代行会社からインデックススポンサーに通知されていない場合
- (b) 予定された時間である当該原ファンド営業日の直後の原ファンド営業日の午後4時（GMT）までに、原ファンド分離ポートフォリオのパフォーマンスが公表されていないか、またはその他の方法で原ファンド事務代行会社からインデックススポンサーに通知されていない場合
- (c) 原ファンド、原ファンド分離ポートフォリオ、分離口座、投資アドバイザー、副投資アドバイザー、マスター原ファンドおよび／または原ファンド投資管理会社（以下「関連法人」といいます。）が手数料を課すかもしくは取引ルールの変更を強要するか、または原ファンド分離ポートフォリオ受益権への収益性に影響を及ぼす、税額控除もしくは源泉徴収などの事由が発生した場合
- (d) 原ファンド分離ポートフォリオのパフォーマンスおよび／または公式月次原ファンド純資産価格ならびにその将来における公表数値が使用不可能、未確定、不正確または妥当でない場合
- (e) 原ファンド事務代行会社が公式月次原ファンド純資産価格を算出する際の基準値がある時点において修正された場合
- (f) 原ファンド分離ポートフォリオ受益権の換金が、原ファンド分離ポートフォリオ受益権の指定通貨の現金のみで行われなかった場合
- (g) 原ファンド分離ポートフォリオのパフォーマンスおよび／もしくは公式月次原ファンド純資産価格の公表またはその他の方法での通知が永久に停止された場合
- (h) 取引所または取引相手が当事者であるデリバティブ契約に関し、追加担保の差し入れという新たな要件を、取引所または取引相手が分離口座に課す場合

- (i) 一部またはすべての関連法人が、(i)解散し、またはその解散、企業閉鎖もしくは公式な清算(整理統合、合併もしくは吸収合併によるものを除きます。)を求める決議が下された場合。(ii)関連法人がその債権者と、またはかかる債権者の利益のため、一般的な譲渡または取決めた場合。(iii)(1)関連法人が、または関連法人の設立法域、設定法域もしくはその本店もしくは主たる事務所の法域において主として破産、民事再生もしくは規制上の管轄権を有する規制当局、監査当局もしくは同様の当局が、破産手続の開始決定を求める旨もしくは破産法、倒産法もしくは債権者の権利に影響を与える同様の法における他の救済を求める手続を開始した場合、もしくは関連法人の解散もしくは清算を求める申立が関連法人もしくはその規制当局、監督当局もしくは同様の当局によりなされた場合、(2)関連法人の破産手続の開始決定を求める旨もしくは破産法、倒産法もしくは債権者の権利に影響を与える同様の法における他の救済を求める手続が開始され、または関連法人の解散もしくは清算を求める申立がなされ、それらの手続もしくは申立が上記(iii)の(1)に記載されていない者もしくは団体によりなされた場合で、(x)破産手続の開始決定がなされ、もしくは救済命令の申立に至りまたは関連法人の解散もしくは清算の命令がなされる結果となった場合、または(y)それぞれの開始もしくは申立から15日以内に却下、棄却、手続停止もしくは手続制限のいずれもなされない場合。(iv)関連法人またはその資産のすべてもしくは相当部分について、管理人、暫定清算人、保全管理人、管財人、受託者、保管会社またはその他同種の関係者になることを求めた場合、またはそうなった場合。(v)担保権者が関連法人の資産の全部もしくは相当部分を占有し、もしくは関連法人の資産の全部もしくは相当部分に対し差押え、強制執行、仮差押え、没収その他の法的手続がなされ、かつ、当該担保権者が資産を保有し続けもしくは当該手続がそれぞれその後15日以内に却下、棄却、手続停止もしくは手続制限のいずれもされない場合。(vi)いかなる法域の適用法令の下で、上記(i)から(v)に明記される事由に類似の効果を有する事由を発生させた場合またはその対象となった場合。
- (j) 一部またはすべての関連法人が適法に契約を締結し、権利を行使し、その義務を履行および遵守することを可能にするため、現在または過去のあらゆる時点において取得、履行または完了することが要求された、必要な同意、承認、授權、免除、届出、認可、命令、記録または登録の取得または実行等の行為、条件または状況等が取得、履行もしくは完了されず、または取消された場合またはいかなる政府、行政、立法もしくは司法当局の現在もしくは将来における法律、規則、判決、命令もしくは指令の遵守もしくはその解釈の結果、関連法人のもしくは関連法人に関する当該活動の全部もしくは一部が非合法、違法もしくは禁止されているもしくはされるようになった場合
- (k) 特定の裁判所から、または政府系機関もしくは規制当局等により、一部もしくはすべての関連法人、そのグループの一員または一部もしくはすべての関連法人にサービスを提供する契約を締結した会社に対し、インデックススポンサーがその単独の裁量により、分離口座もしくは原ファンド分離ポートフォリオ受益権もしくはいずれかに連動する商品への投資家にとって(または投資家がかかる投資から得る投資収益にとって)合理的に重大であり得ると考える法的措置、訴訟、訴訟手続、審理または審査が採られ、起こされ、または係争中である場合
- (l) 一部もしくはすべての関連法人に関する、ならびに／またはインデックスを計算する際に参照として原ファンド分離ポートフォリオ受益権を利用することに関するライセンス契約、取引契約および報告要件等の条件または契約が履行されないか、または修正もしくは取消される場合
- (m) (i)一部もしくはすべての関連法人に関し、インデックススポンサーに提供される情報が程度を問わず、紛らわしいもしくは不正確であり、または(ii)一部もしくはすべての関連法人に関し、事前にインデックススポンサーに提供された情報を考慮すると、一部もしくはすべての関連法人の実績、運営もしくは管理に対するインデックススポンサーの見解と相反する新たな情報が明らかになっており、かつインデックススポンサーがその単独の裁量により、かかる情報が分離口座もしくは原ファンド分離ポートフォリオ受益権もしくはいずれかに連動する商品への投資家にとって(または投資家がかかる投資から得る投資収益にとって)合理的に重大であり得ると考える場合
- (n) 一部もしくはすべての関連法人に係る事情、事由、状況、真相または事態(不正行為もしくはその疑い、原ファンド投資管理会社、副投資アドバイザーおよび／または投資アドバイザーの変更もしくはその提案、後任の原ファンド投資管理会社、副投資アドバイザーおよび／または投資アドバイザーの任命、原ファンド分離ポートフォリオおよび／もしくは分離口座の義務を履行する主要人員の変更、原ファンド分離ポートフォリオおよび／もしくは分離口座による投資目的の違反もしくはその提案、原ファンド分離ポートフォリオおよび／もしくは分離口座に適用される投資目的、投資スタイルもしくは投資制限の変更もしくはその提案、原ファンド分離ポートフォリオおよび／もしくは分離口座が投資する資産の種類の変更もしくはその提案、原ファンド分離ポートフォリオに関する原ファンド分離ポートフォリオのおよび／もしくは分離口座に関する分離口座の重要な契約条

項の変更もしくはその提案等）が発生し、インデックススポンサーがこれを単独の裁量により、分離口座もしくは原ファンド分離ポートフォリオ受益権もしくはいずれかに連動する商品への投資家にとって（またはかかる投資から得られる投資収益にとって）合理的に重大であり得ると判断した場合

- (o) 原ファンド分離ポートフォリオおよび／もしくは分離口座の取引日程が変更され、その設定および／もしくは解約の流動性が低下し、原ファンドにより、原ファンド分離ポートフォリオ受益権が強制償還され、原ファンド分離ポートフォリオおよび／もしくは分離口座の資産がインデックス開始日と比較して著しく減少し、また、たとえ原ファンドのドキュメント上で許容されていようとも、原ファンド分離ポートフォリオ受益権もしくは分離口座の保有もしくは取引を、いかなる形態においても、全体的もしくは部分的に、永久もしくは一時的に制限するその他の事由が発生した場合

インデックススポンサーが、その単独かつ絶対的な裁量により上記事象の発生を認識し、本債券保有者に対してかかる決定を通知した場合、インデックス調整事由が発生したものとみなされます。当然のことながら、インデックススポンサーがインデックス調整事由となり得る事象の発生を認識した日とインデックススポンサーが通知を行う日または以下に詳述されるような何らかの是正措置をとることを決定する日との間には、大幅なずれがあり得ます。

インデックス調整事由が発生した場合

1つまたは複数のインデックス調整事由が発生した場合、インデックススポンサーはその単独かつ絶対的な裁量により以下を、義務は負わないものの行うことができます。

1. インデックス調整事由を考慮し、インデックスおよび／またはインデックス値、その他関連する条項に、インデックススポンサーが適切であると考える調整を加える。
2. 商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為するインデックススポンサーは、原資産ユニットつまり原ファンド分離ポートフォリオ受益権を、インデックススポンサーにより商取引上の合理的な方法で誠意を持って決定される理論上の価格（以下「理論上の売却価格」といいます。）で売却または換金し、現金勘定ユニットに受領手取金を配分することにより当該状況を是正する。（この場合、理論上の売却価格は、原ファンド分離ポートフォリオ受益権の想定上の換金により受領した純手取金に基づき、換金日程および関連するその他の要因を考慮の上、インデックススポンサーによって決定されます。当該時点より、本債券保有者は現金勘定に対し100%のエクスポージャーを有します。ただし、インデックススポンサーの単独の裁量により、当該インデックス調整事由が存在しなくなった場合は、その時点においてインデックススポンサーにより決定される価格での原資産ユニットつまり原ファンド分離ポートフォリオ受益権の理論上かつ想定上の買付により原資産ユニットに対するエクスポージャーは復元されます。インデックス調整事由が発生し、理論上の売却価格がインデックススポンサーにより決定される場合、その水準つまり価格は原資産ユニットの直近の算定価格よりも著しく低下する場合があります。ゼロになる可能性もあります。）
3. インデックススポンサーが適切とみなす時期まで、インデックスの再調整および／もしくはインデックス値の公表を遅らせる、またはインデックス値の計算および公表を停止する。

原ファンド分離ポートフォリオ

原ファンド分離ポートフォリオは、原ファンドの分離運用されるポートフォリオです。

ケイマン諸島の法律では、原ファンドは単一の法的主体でありながら、原ファンド分離ポートフォリオ内にあるまたはそのために保有される原ファンドの資産および負債は、原ファンドの他の分離ポートフォリオの資産および負債、ならびに原ファンドの一般的な資産および負債からは分離され、原ファンド分離ポートフォリオの資産は、原ファンド分離ポートフォリオに帰属する負債にのみ充当可能です。ただし、ケイマン諸島以外の法域では分離されない可能性があります。

投資目的

原ファンド分離ポートフォリオの投資目的は先進国の市場、米国内外の取引所およびその他の店頭市場等の市場における通貨、金利、コモディティー、株式その他の指数の先物、スワップ、オプション、スポットおよび先渡取引（以下総称して「先物」といいます。）で主に運用することを通じて、受益者に対し、長期にわたる資産の成長を提供することです。

かかる投資目的の達成のために、原ファンド分離ポートフォリオはその資産の全部または一部を、マスター原ファンドの分離ポートフォリオである分離口座に投資します。分離口座においては、分離口座に助

言サービスを提供し、分離口座の資産の全部または一部を完全な投資一任で先物その他のデリバティブに投資して運用する投資アドバイザーを、マスター原ファンドが任命しています。原ファンド投資管理会社は、投資アドバイザーのモニタリングに責任を負います。

分離口座はブルートレンド・プログラムに対する100%のエクスポージャーを複製することを目指します。ブルートレンド・プログラムの投資目的は、原則として、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を保ちつつ、高リターンを達成することです。原ファンド分離ポートフォリオまたは分離口座の投資目的が達成されるという保証はありません。

ブルートレンド・プログラム

ブルートレンド・プログラムはシステムティックな取引モデルまたはシステムティックな取引モデルのポートフォリオを使います。そのモデルでは先進国市場で取引される通貨、金利、コモディティ、株式その他の指数の先物、スワップ、オプション、スポットおよび先渡取引で運用します。資金を割り当てるモデルについて、また採用したモデルを割り当てる市場について、その市場における個々の売買については、定量分析を用いてシステムティックに決定されます。ブルートレンド・プログラムは、同日内か、数日単位または週単位で取引されます。

投資アドバイザーは、2016年3月1日現在、97名の従業員を有しています。

投資アドバイザーは英国領のジャージー代官管轄区に拠点を置き、米国証券取引委員会（SEC）とジャージー金融サービス委員会（JFSC）の監督下に置かれています。また投資アドバイザーと共に3つの副投資アドバイザーがブルートレンド・プログラム運用に関わっています。実際の運用業務の大半はガーンジの副投資アドバイザーであるシステムティカ・インベストメンツ・GPリミテッドのジュネーブ支店で行われます。また、ブルークレスト・キャピタル・マネジメント・ガーンジ・エルピーのジュネーブ支店が一部の運用業務とミドルオフィス、バックオフィス等のインフラ機能を担っています。加えてシンガポールの副投資アドバイザーである、ブルークレスト・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディーがシンガポール拠点にて、アジア時間のトレーディング等の機能を担っています。

ブルートレンド・プログラムは、完全にシステムティックなトレンド・フォロワー型運用で、150を超える市場において株式、債券、通貨、エネルギー、金属、農産物およびソフトコモディティの先物その他のデリバティブを取引します。

すべての新しいモデルは承認プロセスを経なくてはなりません。また、オシレーター（価格の変化や周期を示す指標）の最適な組み合わせ方は、市場毎に微妙に異なります。取引のモニタリングチームは、取引が正確に発注および実行されているかを確認します。ポートフォリオの構成は、分散を保ちつつ、適切な収益をポートフォリオが追求し続けるように、定期的に見直されています。

投資アドバイザーのCEOであるレダ・ブラガ氏が、運用に関する研究開発を統括し、主にブルートレンド・プログラムの保守および改良に注力しています。ブラガ氏はまた、四半期毎に行われる投資家との定例の電話会議など、投資家との直接の対話を実施しています。ブルートレンド・プログラムの運用については、ブラガ氏は、提案されたモデルを精査し、すべてのモデル委員会会議に出席し、取引執行部門により開催される市場動向会議や、各種運用部門の部門長およびプロダクト・マネージャーとの週次の運用会議に必ず出席します。また、ブラガ氏は、運用チームの全員が出席する年末会議を主催し、1年から3年の事業目標を設定し、オフサイトの計画立案会議も実施します。

ブルートレンド・プログラムは厳密な統計的手法に基づいて開発され、常に改良され続けています。その強みは高い水準の分散、高度な注文執行能力、最先端の技術およびたゆまぬ研究によってもたらされるトレーディング・システムの継続的な進化から来るものです。さらに、投資アドバイザーが人手による運用とシステムティックなトレーディング・システムの両方を備えていることも、ブルートレンド・プログラムの強みです。

完全にテクニカルなまたは統計的な手法だけで開発される競合他社のアルゴリズムと違い、ブルートレンド・プログラムは、投資アドバイザーおよび副投資アドバイザー自身が蓄積した市場の専門的知識を利用することができます。現場のトレーダー達、つまり市場の専門家は情報群の中に偏りが存在する理由を明らかにし、市場への影響を最小限に抑えるために、いつ取引を行うべきかについてアドバイスし、観察データから明らかになるより前に市場の動きの変化に注意を喚起し、さらにシステムティックな方法で利用することができる市場の非効率性を抽出するよう努めています。

システムティカ社のプリンシパルが同社株の過半数を所有しています。

分離口座プラットフォーム

原ファンドは分離口座プラットフォーム（以下「分離口座プラットフォーム」といいます。）を利用します。分離口座プラットフォームは通常、ヘッジファンドまたはファンド・オブ・ヘッジファンズが所有

する投資対象に比べ、より高い流動性および透明性を投資家に提供します。分離口座プラットフォームの場合、日次の流動性が提供されるのが一般的で、経済状況の変化に応じてリスク水準をより適時に調整、配分することができます。分離口座プラットフォームの高い透明性により、投資家は保有ポジション、リスクおよびリターンについてポートフォリオのパフォーマンスを継続してモニタリングすることができます。投資家は外部機関により毎日提供される公式の原ファンド純資産価格とともに、日々のパフォーマンスおよびリスクの情報を入手することもできます。

分離口座プラットフォームへの投下資金は、認可された銀行および決済機関により保管される予定です。選定されたマネージャーには運用を指示するための制限付きの権限が付与されており通常、当該口座の資金の引出しはできません。

トレーディング水準

原ファンド投資管理会社は原ファンド分離ポートフォリオおよび分離口座の投資管理会社としての資格において、その単独の裁量により適宜、投資アドバイザーのトレーディング水準を設定します。

※ インデックス開始日において、トレーディング水準は原ファンド分離ポートフォリオの純資産総額の4倍の水準であり、インデックス値に関してはインデックス構成資産の合計額に等しくなります。トレーディング水準は、毎月のインデックス構成資産のパフォーマンスを反映して、毎月末に調整されます。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

受託会社がファンドの資産のほとんどすべてを本債券に投資し、原ファンド分離ポートフォリオの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした投資ポートフォリオの妥当性を定期的にモニタリングするために、受託会社は投資顧問会社を起用しています。受託会社は、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社に任命しています。

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

同社では日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しており、2015年12月末日時点における運用資産の総額は国内外における株式および債券を含め約41兆4,652億円です。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（トラストおよびファンドの設立に関する手数料および費用の総額を控除後）は、本債券に投資され、その投資を通じてファンドの投資目的の達成を目指します。さらに、本債券の投資収益は、インデックスに連動します。かかるインデックス値は、現金勘定および原ファンド分離ポートフォリオ受益権の純資産額の合計額に連動します。投資顧問会社は、原ファンド分離ポートフォリオおよびその投資ポートフォリオを定期的にモニタリングします。詳細については、前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

上記の記載は、2015年12月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

本書の日付現在、管理会社は、受益者に対して分配を行わない予定です。しかしながら、管理会社は受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する当該クラスの受益証券口数に応じて分配を行うことができます。分配は当該分配日において、その名前がファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）が昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）上の制限を含む下記の制限に服します。

- （１） 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
- （２） 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- （３） 株式の取得の制限 ファンドは（i）持分証券（株式等）、（ii）持分証券（株式等）に投資を行う契約型投資信託、また（iii）会社型投資信託に投資しません。

- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、これらの投資対象の評価方法の透明性を維持するための適式な方法を取ります。
- (5) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受益者の利益ではなく、管理会社や第三者の利益のための取引は禁止されます。
- ファンドはまた、本規則に服し、したがって受託会社および管理会社のいずれもファンドを代理して、
- (6) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行うことはできません。
- (7) ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。
- (8) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超える場合、その投資を行うことはできません。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また上記(3)のとおり、ファンドは持分証券(株式等)に投資しませんので、本規則に規定される株式投資の制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

① リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は高いリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

- (a) 上記「2 (1) 投資方針」に記載される戦略またはスキームを実施することが受託会社の意図ではありますが、これらの戦略またはスキームが順調に実施されるとの保証はありません。
- (b) ファンドによる投資は、ファンドが先進国市場で取引される通貨、金利、コモディティー、株式およびその他の指数の先物、スワップ、オプション、スポットおよび先渡しの特レーディングをするブルートレンド・プログラムで運用される原ファンドに連動する本債券に投資するため、相対的に高いリターンの可能性がある一方で、相対的にボラティリティが高くなる可能性があります。
- (c) ファンドおよび受益者は日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグその他の関連する国の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接または本債券の保有を通して悪影響を受ける可能性があります。
- (d) ファンドの本債券への投資は、上記「2 (1) 投資方針」の「本債券」の項においてより詳しく記載される特定の事由の発生により早期に償還されることがあります。この場合、本債券は上記「2 (1) 投資方針」の「本債券」の項に記載される早期償還額にて償還されます。
- (e) 下記「第2 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益者は、評価日においてのみ受益証券の買戻しを請求することができます。受託会社が受益者に対して支払うべき実際の買戻額は、計算代理人が本債券を流通市場において購入するであろう、公式債券価格（ディーラーが負う一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するスプレッドを控除した本債券の純資産価格）に基づいて計算されます。
- (f) ファンドが本債券を通じて投資する市場の通貨とファンドの通貨が異なる場合、投資家について通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは利益）が見込まれます。
- (g) デリバティブの使用 受託会社は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券に係る為替ヘッジ取引のために先渡し、オプションおよびスワップなどの店頭デリバティブを利用することができます。店頭デリバティブは取引所において取引されず、銀行およびディーラーが契約当事者となります。Aクラス受益証券およびCクラス受益証券は、ファンドの取引相手が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。SEC、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）および銀行当局のいずれも、かかる契約の取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般には発展途上であり、価格について異常な変動性もしくは不安定性が生じたり、市場が流動性をなくしたり、信用破綻が生じている時期は、市場がどのように動くかの予想は困難です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、多大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の保有者が負うものとします。
- (h) 為替リスクおよび為替ヘッジ取引 Aクラス受益証券およびCクラス受益証券は為替ヘッジ取引により、米ドルがそれぞれ日本円または豪ドルに対して値下がりするリスクを回避することができます。Bクラス受益証券は通貨変動リスクにさらされています。投資資産の価値を日本円換算で評価する日本の投資家にとっては、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券も当該通貨の変動リスクにさらされています。為替ヘッジ取引は、潜在的な為替損失から、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券を保護することを目的としていますが、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の将来の運用パフォーマンスを予測することが不可能であることから、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券は、為替相場の変動リスクに対して常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジになり、そのリスクを完全に除去できるわけではありません。また為替ヘッジ取引は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券が為替差益を得ることを妨げる可能性もあります。さらにかかる為替ヘッジ取引が、Aクラス受益証券またはCクラス受益証券の為替リスク軽減に成功するという保証も、またかかる為替ヘッジ取引自体が重大な損失をもたらさないという保証もありません。かかる為替ヘッジ取引の費用（多大なものとなる場合があります。）は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券のみに帰属します。受託会社によって為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券およびCクラス受益証券の資産は、本債券へ投資されることがありません。

本債券に関するリスク要因

本債券の価格に影響を与える可能性がある一般的なリスクについては、以下のとおりです。本項は、本債券への投資に伴うリスクについて、完全に列挙することを意図するものではありません。

本債券の投資家は、類似する取引に関する経験を有し、また本債券に関連するリスクを理解し、投資の価値が、上昇することもあれば、下落することもあることを認識しなくてはなりません。また、特定の状況において、本債券への投資の全額を失うことがあります。

一般的リスク

信用リスク：本債券に関連して本債券保有者に対して支払を行う本債券発行会社または支払保証に関する保証会社の支払能力は、本債券発行会社または保証会社が他の債務を引き受け、または負担した場合には損なわれることがあります。保証会社によるいかなる支払保証も、インデックスの下落により生じた損失から本債券保有者を保護するものではありません。

信用格付の引き下げによる影響：本債券の価格は、当該本債券発行会社および保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価によって一定の影響を受けることが予想されます。このような評価は、通常、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、マグロウヒル・カンパニーズ・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスおよびフィッチ・レーティング・リミテッド等の代表的な格付業者から、本債券発行会社および保証会社の発行済証券に対して付与される格付の影響を受けます。本債券発行会社および保証会社の発行済債券の格付をいずれかの格付業者が引き下げた場合、本債券の取引価格が下落する可能性があります。

本債券の早期償還：本債券が早期償還された場合、当該早期償還の支払代金は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格を下回る可能性があります。インデックス調整事由が発生した場合、特にインデックススポンサーが、かかる事態を是正するための然るべき調整を行うことができなかった場合、本債券は終了する可能性があります。かかる早期償還は市場混乱時に行われるため、本債券の算出価格が、公表されている直近のインデックス値よりも著しく低い場合があります。またゼロになる可能性もあります。

早期償還が行われる場合、再投資リスク、すなわち投資家が当該早期償還時に償還される本債券と等しい経済特性およびリスク特性を有する他の投資対象を購入することができない可能性があります。

インデックススポンサー、本債券発行会社または計算代理人によるデューデリジェンスの不在：インデックススポンサー、本債券発行会社または計算代理人はいずれも、本債券の発行に関連して、投資家のために、いずれの関連法人についてもデューデリジェンス、照会または調査を実施しておらず、かかる関連法人はいずれも、本債券の発行に関与していません。

計算代理人による決定：インデックス調整事由が発生または存続した場合、計算代理人は、その単独の裁量により、かかる事由に照らして適切であるとみなすところに従い、本債券の目論見書の要項に対する調整を行う可能性があります。その結果、本債券のリスクおよび／または経済的な特性に重大な変化が生じ、また本債券がその予定された満期より早く償還する可能性があります。

計算代理人の裁量権：計算代理人は、特定の状況において、本債券に関する決断を下す等の裁量権を有します。このような場合、計算代理人が単独かつ絶対的な裁量により検討しますが、計算代理人が特段の方法で裁量権を行使する保証もなければ、行使自体をするという保証もありません。計算代理人は、その単独の裁量により、かかる調整を実行するかしないかを選択することができ、いずれの場合も完全に保護されます。計算代理人はとりわけ、計算代理人が、本債券の目論見書の要項に当該修正を行わなかったこと、または不正確もしくは不完全な情報に基づき対応したことにより生じた本債券保有者のいかなる損失にも責任を負いません。

本債券の評価：本債券の価格は（i）とりわけ、インデックスおよびインデックス構成資産が変動したことを受けて変動し、また（ii）本債券発行会社および／または保証会社の信用状況（信用格付を含みます。）の変化でも変動します。

インフレ：インフレ率は、インフレが生じていない場合と比較して、本債券の実際の収益率に影響を及ぼします。

収益：本債券のリターンは、投資が本債券ではなくインデックスまたはいずれかのインデックス構成資産に対して行われた場合に得られたであろう収益と直接比較することはできない可能性があります。

相関性：本債券の市場価格は、インデックスの価格と完全なもしくは高い相関がない場合があります、またはかかる価格に追隨して変動しない場合があります。

ボラティリティ：本債券の価格はインデックス、インデックス構成資産のボラティリティおよび／またはブルートレンド・プログラムのパフォーマンスの影響を受けることがあります。

新興国市場および非OECD加盟国における政治的リスク：本債券のパフォーマンスおよび／または本債券の購入、売却、買戻しができるか否かは、一般的経済情勢の変化ならびに政治情勢、政策の変更、資本移転の制限および規制の変更といった不確定要素により影響を受けることがあります。これらのリスクは、新興国市場もしくは非OECD加盟国への投資、またはこれらの国に関連する投資においては増大することがあります。

元本の保証がないこと：本債券の元本は、たとえ本債券が満期日まで保有された場合でも、保証されていません。本債券は最終的に連動するインデックスへの直接投資と同じレベルの市場リスクがあるため、本債券保有者はインデックス値がゼロまで下落した場合には全投資額を喪失することになります。

本債券発行会社による早期償還：本債券発行会社は税制上の、規制上の事由およびインデックス調整事由のために、その裁量により本債券を早期償還することがあります。

法律および規制：本債券発行会社は、本債券発行会社または本債券に影響する規制を遵守し法律の変更に従う必要があります。原ファンドはまた、法令および／または規制措置の変更に従わなければならないので、それが原ファンド分離ポートフォリオ受益権の価値に影響を与える場合があります。

本債券評価日および満期日は延期されることがあります：インデックス調整事由が本債券予定評価日に発生している場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、カットオフ日まで本債券評価日（およびその結果、満期日も）を延期することがあります。

早期償還日は延期されることがあります：インデックス調整事由が早期償還予定評価日に発生している場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、カットオフ日まで早期償還日を延期することがあります。

計算代理人：計算代理人は、インデックスと連動するまたはインデックスから価値が派生する本債券を保証することまたはそのために資金を提供することはありません。

利益相反：野村ホールディングス株式会社が率いるグループ企業のメンバーは、本債券においては本債券発行会社、インデックススポンサーまたは計算代理人として、また原ファンドにおいては投資顧問会社として行動している、またはそのように行動することがあります。かかる関係法人は、本債券の募集その他で本債券および／またはインデックスに関するヘッジ取引、マーケットメーカーとしての取引または自己勘定投資を行う場合があります。このような業務では、本債券に関わる意思決定をする場合があります、利益相反が起こる可能性、本債券の価格に悪影響を与える可能性があります。

証券の取引：本債券発行会社および保証会社は、本債券が流通市場でどのように取引されるのか、流通市場が存在するのかどうか、また流通市場が存在する場合でも、かかる市場の持続性もしくは流動性について保証しません。市場環境が厳しい場合、本債券の価格が急落する可能性、また流通市場が存在しない可能性があります。

本債券には、あらかじめ決まった償還日があり、その日において本債券は自動的に償還されます。この日より前においては、本債券の市場は存在しない可能性があり、また本債券保有者がその保有する本

債券の一部または全部を売却することができない可能性があります。本債券はしたがって、長期投資の投資家に適しています。

インデックスのリスク

インデックスまたはインデックス構成資産への投資に伴う特定のリスクは、下記のとおりです。

インデックススポンサーによる決定：インデックススポンサーは（i）特定の事由が発生したか否かを判断し、（ii）それに対応する調整および計算方法を決定し、（iii）必要な場合に原ファンド分離ポートフォリオ受益権を置き換えるという、インデックスにおける裁量権を有します。さらにインデックススポンサーは、自らが適切であるとみなすところに従い、インデックスの計算手法を自由に修正することができます。インデックススポンサーによるこのような決定は、本債券の価格および経済性に影響を与える可能性があります。インデックススポンサーの裁量によるインデックススポンサーの計算は拘束力を有します。インデックススポンサーが格別のやり方で裁量権を行使するのも、裁量権の行使自体をするのか否かも保証されていません。インデックススポンサーは、その単独の裁量により、かかる調整を行うか否かを選ぶことができ、その判断については完全に保護されます。インデックススポンサーは、とりわけ、インデックスにかかる修正を行わなかったこと、または不正確もしくは不完全な情報に基づき修正したことにより、本債券保有者に生じるいかなる損失に対しても責任を負いません。

インデックスの計算および公表：インデックススポンサーは、公式月次原ファンド純資産価格を使用して既に公表されたインデックス値を決定する際に使用された計算に調整を加え、何かの相違が生じた場合、自らが適切であるとみなすところに従い、インデックス値に調整を行う可能性があります。かかる調整の結果、既に公表されたインデックス値の更新が必要になる場合がありますが、インデックスが先例に依拠する性質であるため、当該インデックス値には、遡及的な再調整は適用されません。特定の状況、とりわけインデックス調整事由が発生した場合において、インデックススポンサーはインデックスの計算および公表を延期または停止することができます。

インデックスの評価：インデックスはインデックスが連動している原ファンド分離ポートフォリオ受益権の公式の原ファンド純資産価格に基づき計算されています。したがって、インデックスのパフォーマンスは、原ファンド分離ポートフォリオ受益権のパフォーマンスの影響を受け、上昇する場合も下落する場合もあり、全額を失う可能性もあります。

原ファンド分離ポートフォリオ受益権の代用：原ファンド分離ポートフォリオ受益権の代用を行うために、インデックススポンサーは、原ファンド分離ポートフォリオ受益権のすべての持分を想定上換金し、かかる換金手取額を使用して、代用原ファンド分離ポートフォリオ証券を想定上購入します。そのような理論上の購入を行うために当該理論上の換金手取額が利用可能となり、かつ代用原ファンド分離ポートフォリオ証券が想定上購入可能となるまで、相当な時間がかかる場合があります。インデックススポンサーは、その間にインデックス値の公表を停止することができます。その結果、本債券のリスク特性および／または経済特性に重大な変化が生じ、本債券がその予定された満期より早く終了する可能性があります。

インデックス調整事由：インデックス調整事由が発生した場合、インデックススポンサーはその単独および絶対的な裁量により適切とみなすところに従い、これらの事由に対応するためインデックスを調整する場合があります。かかるインデックス調整事由は本債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす場合があります。インデックススポンサーはとりわけ、インデックスの原資産ユニットを、インデックススポンサーによって決定される理論上の売却価格で理論上売却し、現金勘定に手取金を配分することができます。当該時点より、インデックスは、現金勘定に100%配分されます。ただし、インデックススポンサーの単独の裁量により、当該インデックス調整事由が存在しなくなった場合は、その時点においてインデックススポンサーにより決定される価格での原資産ユニット、つまり原ファンド分離ポートフォリオ受益権の理論上のかつ想定上の買付により原資産ユニットに対するエクスポージャーは復元されます。インデックス調整事由が発生し、理論上の売却価格がインデックススポンサーによって決定される場合、その水準または価格は原資産ユニットの直近の算定価格よりも著しく低下する可能性があり、ゼロになる可能性もあります。その場合、本債券の市場価格もゼロと評価され、本債券保有者はその投資資金を全額失うことになります。

インデックススポンサー：インデックススポンサーはインデックスと連動するまたはインデックスから価値が派生する商品を保証するまたは資金を提供することではなく、原ファンド分離ポートフォリオ受益権、原ファンド分離ポートフォリオ、原ファンド、分離口座またはマスター原ファンドの情報を、本債券発行会社または本債券保有者と共有する義務を負いません。

原ファンド分離ポートフォリオに関するリスク

原ファンド分離ポートフォリオまたはこれを構成する有価証券への投資に伴う特定のリスクは、下記のとおりです。

一般的事項：原ファンド分離ポートフォリオが、直接または分離口座もしくはその他の投資商品への投資を通じて行う取引には多大なリスクが伴います。類似したポジションに大量の資金が流入した場合、原ファンド投資管理会社および副投資アドバイザーが目覚しく変化する市場において、その投資機会を有効に活かすことができないおそれがあります。原ファンド分離ポートフォリオの投資家が、その投資の利益を実現できるという保証はありません。さらに、投資家はその投資額のすべてまたは一部を失う可能性があります。トレーディングのそもそもの性格として、原ファンド分離ポートフォリオのパフォーマンスは月毎または一定期間毎に変化する可能性があります。したがって、特定の期間における成果は将来の一定時期の成果を必ずしも示すものではありません。

原資産にかかる請求権：本債券は原ファンド分離ポートフォリオ受益権、原ファンド分離ポートフォリオ、原ファンド、分離口座またはマスター原ファンド（もしくは原資産に関するスポンサー、マネージャーもしくはその他の関係者）またはそれらのいずれかの資産に対する請求権を持ちません。インデックス構成資産は、本債券の支払可能額を決定することを唯一の目的として参照される理論上の資産であり、かかるインデックス構成資産に対し、本債券保有者は本債券に基づく何らの償還請求権も有しません。本債券は、関係法人から保証されること、資金を提供されること、または助成されることなく、またこれらの関係法人がとる行動が本債券保有者にもたらす結果を考慮する義務はありません。

義務の履行または契約、法令の遵守のモニタリングが行われないこと：インデックススポンサー、計算代理人および本債券発行会社は関連法人のそれぞれの業務や義務の履行を、または関連法人自体について、または関連法人が拘束される契約もしくは適用法令、規則、判決、命令もしくは当局による指令の遵守を積極的にはモニターしません。インデックススポンサー、計算代理人または本債券発行会社は、当該義務違反もしくは当該不遵守の結果生じた損失にも、いかなる政府、行政、立法もしくは司法当局の現在もしくは将来における法律、規則、判決、命令もしくは指令もしくはその解釈の結果、関連法人のそれぞれの業務または関連法人自体について、その全部もしくは一部が非合法、違法もしくは禁止行為とされるまたはそのように解釈される場合にも、責任を負うことはありません。このような事態になった場合は、本債券の価格および本債券への投資にかかる投資家の収益に重大な悪影響を与える場合があります。

情報が限定的であること：関連法人はその運営について、採用された戦略等の限られた情報のみを提供する予定です。本債券保有者は外部要因、金利、為替、政治経済要因の影響を受け、本債券の価格を下落させる可能性がある突然の、予想外かつ大幅な価格変動がある事を、情報は限定的ながら理解する必要があります。インデックススポンサー、本債券発行会社および計算代理人は、関連法人の事業、財務状況、今後の見通し、信用力または現状に関して説明しません。インデックススポンサー、本債券発行会社および計算代理人は、関連法人に関する非公開情報を取得しているかもしれず、または本債券の期間中取得するかもしれません。これらの者は、関連法人の事業、財務状況、見通し、信用力もしくは現状に関する情報を本債券保有者のために提供し、それらの精査を続ける義務、またはかかる関連法人に対して調査もしくはデューデリジェンスを行う義務はありません。

分離口座の戦略リスク：インデックススポンサー、本債券発行会社および計算代理人は、分離口座の価値に対する集中投資のリスクをモニターする、または外部で発生した事象のその価値に対する影響を計算する義務はなく、またそれらを行うことは不可能と思われます。分離口座は特定のクラスの資産、特定の取引相手、特定の通貨に対するエクスポージャーまたはレバレッジのかけ方を制限する必要はなく、高いエクスポージャーで集中投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替のリスクは増加します。かかる高いエクスポージャーは分離口座の価値を変動させ、本債券の価格を変動させる可能性があります。

「ブルートレンド・プログラム」のパフォーマンスの影響を受ける本債券保有者：本債券の売却による支払可能金額、つまりその時点の推定市場価値はブルートレンド・プログラムのパフォーマンスに連動しています。ブルートレンド・プログラムのパフォーマンスは様々な投資対象に資金を配分する独自の戦略が失敗した場合または陳腐化した場合、その影響を受けます。当該戦略に付随する損失は、集中投資や対象市場の非流動性等の様々なパフォーマンス悪化要因、あるいは外部要因によってもたらされることもあります。ブルートレンド・プログラムで使用される戦略は投機的であり、多大な損失のリスクが内在しますが、本債券発行会社、インデックススポンサー、計算代理人はブルートレンド・プログラムの全部または一部を反映する将来のパフォーマンスについて、何も表明、保証または確約を行いません。当該投資戦略はブルートレンド・プログラムのパフォーマンスを複製しているため、本債券の価格は下落することも上昇することもあります。また状況によってはゼロになることもあります。

共同投資：ヘッジファンドおよび類似の投資ヴィークルは、投資家の資産をプールして運用しています。その投資資産は投資対象に直接、または多様なヘッジファンド戦略および／もしくは数学的なモデル化手法を1つもしくは複数使って（将来変更される可能性もありますが）投資されます。かかる戦略および／または手法は投機的であったり、有効なヘッジではなかったり、多大な損失リスクを負う可能性があります。かかる戦略および／または手法が用いられている場合、その評価額を入手することが困難なことがあり、かかる評価額は他の投資資産と比べてより大きな割合で下落する可能性があります。共同投資ヴィークルは規制のない場合が多く、その運用について限られた情報しか提供されず、多大な費用、手数料および仲介手数料が発生し、未実現利益に対する多大な手数料等を投資家に負担させ、信用基準の下限がなく、空売りおよび高水準のレバレッジを利用し、分離されていない第三者の口座に担保を提供する可能性もあります。

公式月次原ファンド純資産価格の計算および公表：一定の状況において、公式月次原ファンド純資産価格の計算または公表が停止されることがあります。

公式月次原ファンド純資産価格の評価：公式月次原ファンド純資産価格は、原ファンド分離ポートフォリオの投資資産の公式の純資産価格または市場価値に基づき計算されます。したがって、原ファンド分離ポートフォリオ受益権のパフォーマンスはそれらの投資先の投資戦略のパフォーマンスの影響を受け、上昇する場合も下落する場合もあります。

原ファンド管理手数料：公式月次原ファンド純資産価格は報酬を反映して毎月調整され、これにより公式月次原ファンド純資産価格の水準が低下し、インデックス値ひいては本債券の価格が低下します。

分離ポートフォリオ会社：原ファンドはケイマン諸島で登録された分離ポートフォリオ会社です。この仕組みは、原ファンド分離ポートフォリオ受益権と他の原ファンド発行証券を隔離することを目的としており、当該受益権の資産がかかる証券の保有者および外部の債権者に対する負債に比して十分でなかった場合は、原ファンドのその他の分離ポートフォリオの資産に対する償還請求権にかかる証券の保有者が持たないということでもあります。

投機的な投資：金利、為替、政治経済情勢等の予想不可能な要因による突然の、予期せぬ、急激な価格変化の影響を投資対象資産が受けるので、原ファンド分離ポートフォリオがその投資目的を達成できるという保証はありません。原ファンド投資管理会社は当該リスクが一定の範囲内に収まるように努めます。しかしながら原ファンド分離ポートフォリオの価格が急落し、通常の分散投資ができない水準に達した場合は、原ファンド分離ポートフォリオがトレーディング自体をストップしなければならないことがあります。

レバレッジ：原ファンド分離ポートフォリオは先物および他のデリバティブにレバレッジをかけて投資する分離口座に投資する予定です。つまり、先物および他のデリバティブによる原資産のリターンは著しく増幅されます。したがって、原ファンド分離ポートフォリオ受益権の損失も収益も、同じ金額が先物および他のデリバティブに直接投資された場合に比べて大きくなります。

集中投資のリスク：原ファンド分離ポートフォリオには特定の資産クラス、取引相手または通貨に対するエクスポージャーの上限が設けられていませんので、高いエクスポージャーで集中投資をした場合、取引リスク、金利リスクおよび為替リスクは増大します。

戦略リスク：原ファンド分離ポートフォリオは戦略リスクを負います。戦略リスクとは、副投資アドバイザーの戦略のような、投資資産を割り当てるべく採用された戦略が、失敗または劣化するリスクです。特定の戦略に付随する損失は、過度の集中投資や対象市場の非流動性等の様々なパフォーマンス悪化要因によってもたらされることがあります。原ファンド分離ポートフォリオに用いられる戦略は投機的であり、多大な損失リスクがあります。

為替リスク：原ファンド分離ポートフォリオ受益権は、米ドル建てです。ただし、投資アドバイザーが原ファンド分離ポートフォリオの投資する分離口座のために行う投資の一部は米ドル以外の通貨建てで行われることがあります。したがって、原ファンド分離ポートフォリオ受益権の通貨とかかる投資の通貨との間の為替の変動により、かかる投資資産の価値が低下する可能性があります。為替の変動により投資資産の価値が低下するという原ファンド分離ポートフォリオのリスクは、ヘッジされない場合があります。

取引相手リスク：原ファンドは取引相手が支払不能、破産またはその他の原因により債務の履行が不可能になり、原ファンドが多大な損失を被るリスクを負っています。CFTCの規制を受けていない先物取次業者またはその他の取引相手が支払不能に陥った場合、原ファンドはCFTCの分別救済策を利用できず、かかる先物取次業者が保有する原ファンドの資産を一切回収することができないまたは一部しか回収することができない場合があります。

税法の改正の可能性：原ファンドに関連する課税上の取扱いまたはリスク要因を、将来的にまたは適時的に修正させるような立法上、行政上または司法上の変更が生じないという保証はありません。

規制監督の限界：原ファンドはミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき、ケイマン諸島において登録されていますが、かかる登録はケイマン諸島政府またはCIMAにより、原ファンドの特徴が詳しく調査されることや、原ファンドのパフォーマンスが実際に監督されることを意味しません。

b. ファンドに係る利益相反

受託会社、保管会社、事務代行会社、管理会社および販売会社

(a) 受託会社、保管会社、事務代行会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者、(b) 販売会社およびその関係者ならびにその各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者の各々（以下合わせて「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る金融事業、投資運用事業等の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

適用ある法令に基づき、受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者もしくはかかる者が助言もしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得する、またはこれらに対し証券を売却する場合があります。

受託会社および管理会社を除く関係当事者は、自らが適切と判断する場合、ファンド受益証券を保有、売買することがあります。関係当事者は、同様のものをファンドが保有しているか否かにかかわらず、自己の勘定で、当該投資対象を購入、保有および売買することがあります。関係当事者は、受益者またはファンドが直接間接に株を保有している会社との間で、契約を締結するかまたは金融取引等を行う、また当該契約または取引に利害関係を有することがあります。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を享受することもあります。

投資顧問会社

投資顧問会社、その関係者ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問わず、非一任型もしくは一任型で他の事業に従事するか、または他の個人もしくは法人の運用者もしくは投資顧問になる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、他の個人または投資顧問先に対し、特定の投資または戦略を、ファンドの受託会社に推奨されるものであってもそうでなくても、推奨する場合があります。投資顧問会社の関係当事者はまた、ファンドと利益相反となり得る金融事業、投資運用事業等の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、ファンドまたはこれらの各々の関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社はその単独の裁量により、利益相反が生じ得る、または実際に利益相反が生じていると判断する場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

適用ある法令に基づき、受託会社は、ファンドの勘定で、投資顧問会社の関係当事者もしくはかかる者が助言もしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得する、またはこれらに対し証券を売却する場合があります。

投資顧問会社を除く投資顧問会社の関係当事者は、自らが適切と判断する場合、ファンド受益証券を保有および売買することがあります。投資顧問会社の関係当事者は、同様のものをファンドが保有しているか否かにかかわらず、自己の勘定で、当該投資対象を購入、保有および売買することがあります。投資顧問会社の関係当事者は、受益者またはファンドが直接間接に株を保有している会社との間で、契約を締結するかまたは金融取引等を行う、また当該契約または取引に利害関係を有することがあります。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を享受することもあります。

投資顧問契約上の義務の履行に際し支援する投資顧問会社の従業員は、かかる履行のためにすべての時間を充当しません。また、投資顧問会社またはその関係者が、他の事業に従事して時間と意識を傾注する

権利や、あらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利は、投資顧問会社が投資顧問契約上のすべての義務を適切に履行する限り制限されません。

② リスク管理

前記「2 (3) 運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、2015年12月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料(信託財産留保額)はかかりません。

(3)【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日(以下に定義します。)以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(i)投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(ii)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されました。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている日(以下「ルクセンブルグ営業日」といいます。)かつ東京において販売会社が営業を行っている日(以下「日本営業日」といいます。)(ただし、いずれについても毎年12月24日を除きます。)または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される義務の履行への対価として受託会社が受領しました。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンドの純資産価格の計算業務、(b)ファンドの財務書類の作成、(c)法務およびファンドの会計管理業務、(d)マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、(e)規制遵守に関する監視、(f)受益者名簿の管理、(g)収益の分配、(h)受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに(i)記録管理業務への対価として受領されました。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、(b)キャッシュフローの監視ならびに(c)選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されました。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(i)ファンドの決算報告書等のJSDAへの提出業務、(ii)純資産価格の公表業務、および(iii)これらに付随する業務への対価として受領されました。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に日本円で支払われる報酬（以下「投資顧問会社の報酬」といいます。）として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しません。）の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの目論見書および信託証書に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されました。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

投資顧問会社は、(i)原ファンドまたは原ファンド分離ポートフォリオの投資管理会社および原ファンドまたは原ファンド分離ポートフォリオに関連するその他のアドバイザーとしては任命されておらず、かつ(ii)原ファンドまたは原ファンド分離ポートフォリオまたは原ファンド投資管理会社に関連する契約上の合意およびその他の取決め行っていない。投資顧問会社は、ファンドの投資目的に照らした原ファンド投資管理会社または原ファンド分離ポートフォリオの運営上の能力の妥当性のモニタリングを行います（受託会社（もしくはその代理としての事務代行会社）、本債券発行会社（受託会社の要請によります。）、原ファンド投資管理会社（本債券発行会社の要請によります。）が提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づきます。）。投資顧問会社がかかる情報を要請後、入手できなかった場合、投資顧問会社側の故意の不履行、詐欺、または過失とはみなされません。

2015年9月30日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	357,420円
受託会社の報酬	357,419円
事務代行会社の報酬	5,004,431円
保管会社の報酬	747,593円
代行協会の報酬	14,295,003円
投資顧問会社の報酬	14,308,018円

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者により、または該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、1年を超えない期間で償却されました。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会および事務代行会社の報酬は、信託証書の条項に従いファンドが早期に終了する場合を除き、ファンドの資産から、2016年9月30日（当日を含みます。）まで支払われます。

さらに、外部の会計士や弁護士の費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2015年9月30日に終了した会計年度中のその他経費は、6,768,083円です。

受益者におかれましては、上記の費用の他に、本債券の仕組みに伴う費用も生じており、かかる費用はすべて本債券の価格に反映されていることにご留意下さい。これらの費用により、公式債券価格は実質的に年率0.35%低下します。

原ファンド管理手数料

原ファンド分離ポートフォリオの設立費用および募集手数料：

原ファンド分離ポートフォリオ設立の費用および経費の合計は、原ファンド分離ポートフォリオ受益権の当初発行の手取金から支払われます。原ファンド分離ポートフォリオの設立費用および募集手数料は、原ファンド分離ポートフォリオの設立から最初の5会計年度までの期間で、または原ファンドの取締役が定めるその他の期間で償却されます。

原ファンド投資管理会社の報酬：

投資管理契約（以下「原ファンド投資管理契約」といいます。）に従い、原ファンド分離ポートフォリオは、原ファンド投資管理会社に対し、月毎の運用報酬として、当該暦月中のトレーディング水準の平均値の0.15%の12分の1（約0.0125%）に相当する額を後払いにて支払います。もし何かの理由で暦月最終日以外の日において、原ファンド分離ポートフォリオが解散、清算されるまたは原ファンド投資管理契約が解除される場合、運用報酬はその月における当該事由の発生日までの日数の、その月の合計日数に対する割合に基づき日割りで計算されます。

原ファンド事務代行会社の報酬：

原ファンド事務代行会社契約に従い、原ファンド分離ポートフォリオは、原ファンド事務代行会社に対し、提供される役務の対価として月毎の報酬を支払います。かかる報酬は、原ファンド分離ポートフォリオの純資産総額の平均値の0.20%の12分の1（約0.0167%）を上限とし、月毎の最低報酬があります。

トレーディング水準が原ファンド分離ポートフォリオの純資産総額の平均値の4倍の額に相当する場合、かかる原ファンド分離ポートフォリオの純資産総額の平均値の0.20%は、原則として、トレーディング水準の0.05%に相当する額になります。

監査報酬および運営費用：

原ファンド分離ポートフォリオは、年次監査における監査人および原ファンド事務代行会社の関与に対して、市場実勢に従って請求される報酬を負担します。また、原ファンド分離ポートフォリオは、原ファンド分離ポートフォリオの運営費用および比例按分した額のマスター原ファンドの運営費用を支払います。

投資アドバイザー・グループの報酬：

分離口座は投資アドバイザーに対し、月毎の運用報酬（投資アドバイザー・グループの他の機関に対する報酬を含みます。）として当該暦月中の平均トレーディング水準の2.0%の12分の1（約0.167%）を後払いにて支払います。さらに、分離口座は投資アドバイザーに対し、暦四半期毎の成功報酬（投資アドバイザー・グループの他の機関に対する報酬を含みます。）として、運用報酬控除後の割当取引金額がハイウォーターマーク（以下に定義します。）を上回る範囲で、投資アドバイザーが分離口座にもたらした増加純利益の20%相当を支払います。

「ハイウォーターマーク」とは、運用報酬および成功報酬控除後の割当取引金額の過去最高水準を意味します。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、「公募外国公社債投資信託」として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率が適用されます。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本(A)において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。
- 源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (6) ファンドの償還については、譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。

（B）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しました。

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2016年1月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 (円)	投資比率 (%)
債券	英国	2,272,618,603	96.21
現金およびその他の資産（負債控除後）		89,586,728	3.79
純資産総額		2,362,205,331	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2016年1月末日現在）

銘柄	発行地	種類	利率	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
ノムラ・バン ク・インター ナショナル 0 % 14/07/2016	英国	債券	0 %	2016年 7月14日	16,554,000	1,480,921,799	2,272,618,603	96.21

上記の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末および2015年2月1日から2016年1月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

（Aクラス受益証券）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2011年9月30日)	4,180,840,230	10,641
第2会計年度末 (2012年9月30日)	2,392,375,185	10,185
第3会計年度末 (2013年9月30日)	1,358,635,972	8,709
第4会計年度末 (2014年9月30日)	990,995,834	9,017
第5会計年度末 (2015年9月30日)	736,169,440	9,751
2015年2月末日	1,011,563,557	10,343
3月末日	1,009,999,294	10,532
4月末日	912,548,994	10,276
5月末日	846,146,648	10,037
6月末日	737,011,172	9,121
7月末日	751,026,867	9,629

8月末日	736,569,069	9,717
9月末日	736,169,440	9,751
10月末日	718,352,054	9,553
11月末日	742,179,138	9,869
12月末日	687,559,558	9,406
2016年1月末日	736,435,441	10,074

(Bクラス受益証券)

	純資産総額	1口当り純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2011年9月30日)	1,756,211,131	9,180
第2会計年度末 (2012年9月30日)	1,439,311,918	8,973
第3会計年度末 (2013年9月30日)	995,663,835	9,667
第4会計年度末 (2014年9月30日)	814,828,867	11,208
第5会計年度末 (2015年9月30日)	575,390,943	13,258
2015年2月末日	828,467,541	13,924
3月末日	829,206,146	14,297
4月末日	799,685,475	13,788
5月末日	692,014,128	14,065
6月末日	571,553,374	12,673
7月末日	609,914,271	13,524
8月末日	595,433,811	13,321
9月末日	575,390,943	13,258
10月末日	412,189,818	13,127
11月末日	423,020,529	13,734
12月末日	317,772,189	12,865
2016年1月末日	335,778,956	13,761

(Cクラス受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2011年9月30日)	41,268,624.21	3,340,695,130	111.45	9,022
第2会計年度末 (2012年9月30日)	28,380,452.60	2,297,397,638	110.73	8,964
第3会計年度末 (2013年9月30日)	14,558,909.54	1,178,543,727	95.03	7,693
第4会計年度末 (2014年9月30日)	12,148,249.16	983,400,770	101.07	8,182
第5会計年度末 (2015年9月30日)	9,979,314.62	807,825,518	112.38	9,097
2015年2月末日	11,758,720.62	951,868,434	117.47	9,509
3月末日	11,760,011.25	951,972,911	120.00	9,714
4月末日	11,278,221.01	912,971,991	117.24	9,491
5月末日	10,981,359.14	888,941,022	114.87	9,299
6月末日	9,901,707.30	801,543,206	104.78	8,482
7月末日	10,185,053.51	824,480,082	110.47	8,943
8月末日	10,087,072.09	816,548,486	111.71	9,043
9月末日	9,979,314.62	807,825,518	112.38	9,097
10月末日	9,717,405.23	786,623,953	110.17	8,918
11月末日	9,922,646.07	803,238,199	113.92	9,222
12月末日	8,162,221.92	660,731,864	108.97	8,821
2016年1月末日	8,743,389.88	707,777,411	116.73	9,449

(Dクラス受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2011年9月30日)	22,365,858.64	2,541,208,859	107.27	12,188
第2会計年度末 (2012年9月30日)	17,027,753.83	1,934,693,390	103.58	11,769
第3会計年度末 (2013年9月30日)	9,268,942.23	1,053,137,216	88.28	10,030
第4会計年度末 (2014年9月30日)	8,672,743.15	985,397,077	91.78	10,428
第5会計年度末 (2015年9月30日)	6,499,739.10	738,500,357	98.93	11,240
2015年2月末日	8,245,971.58	936,907,291	104.51	11,874
3月末日	8,259,280.17	938,419,413	106.43	12,093
4月末日	7,710,588.86	876,077,106	103.92	11,807
5月末日	7,467,144.80	848,416,992	101.73	11,559
6月末日	6,586,305.41	748,336,021	92.63	10,525
7月末日	6,713,232.27	762,757,451	97.58	11,087
8月末日	6,640,231.16	754,463,064	98.52	11,194
9月末日	6,499,739.10	738,500,357	98.93	11,240
10月末日	6,165,643.88	700,540,458	96.94	11,014
11月末日	5,948,635.61	675,883,978	100.15	11,379
12月末日	4,225,746.97	480,129,371	95.61	10,863
2016年1月末日	4,493,375.87	510,537,366	102.35	11,629

②【分配の推移】

(Aクラス受益証券)

期間	分配金 (円)
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0

(Bクラス受益証券)

期間	分配金 (円)
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0

(Cクラス受益証券)

期間	分配金 (豪ドル)
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0

(Dクラス受益証券)

期間	分配金 (米ドル)
第1会計年度	0

第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0

③【収益率の推移】

（Aクラス受益証券）

期間	収益率（注）
第1会計年度	10.84%
第2会計年度	-4.29%
第3会計年度	-14.49%
第4会計年度	3.54%
第5会計年度	8.14%

（Bクラス受益証券）

期間	収益率（注）
第1会計年度	-4.38%
第2会計年度	-2.25%
第3会計年度	7.73%
第4会計年度	15.94%
第5会計年度	18.29%

（Cクラス受益証券）

期間	収益率（注）
第1会計年度	16.09%
第2会計年度	-0.65%
第3会計年度	-14.18%
第4会計年度	6.36%
第5会計年度	11.19%

（Dクラス受益証券）

期間	収益率（注）
第1会計年度	11.74%
第2会計年度	-3.44%
第3会計年度	-14.77%
第4会計年度	3.96%
第5会計年度	7.79%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格。第1会計年度の場合、1口当り当初発行価格（ただし、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売報酬である400円、Cクラス受益証券の4.0豪ドルならびにDクラス受益証券の4.0米ドルの販売報酬をそれぞれ除きます。）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

（Ａクラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 (2010年６月24日－2011年９月30日)	491,300 (491,300)	98,400 (98,400)	392,900 (392,900)
第２会計年度 (2011年10月１日－2012年９月30日)	0 (0)	158,000 (158,000)	234,900 (234,900)
第３会計年度 (2012年10月１日－2013年９月30日)	0 (0)	78,900 (78,900)	156,000 (156,000)
第４会計年度 (2013年10月１日－2014年９月30日)	0 (0)	46,100 (46,100)	109,900 (109,900)
第５会計年度 (2014年10月１日－2015年９月30日)	0 (0)	34,400 (34,400)	75,500 (75,500)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

（Ｂクラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 (2010年６月24日－2011年９月30日)	217,600 (217,600)	26,300 (26,300)	191,300 (191,300)
第２会計年度 (2011年10月１日－2012年９月30日)	0 (0)	30,900 (30,900)	160,400 (160,400)
第３会計年度 (2012年10月１日－2013年９月30日)	0 (0)	57,400 (57,400)	103,000 (103,000)
第４会計年度 (2013年10月１日－2014年９月30日)	0 (0)	30,300 (30,300)	72,700 (72,700)
第５会計年度 (2014年10月１日－2015年９月30日)	0 (0)	29,300 (29,300)	43,400 (43,400)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

（Ｃクラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 (2010年６月24日－2011年９月30日)	528,500 (528,500)	158,200 (158,200)	370,300 (370,300)
第２会計年度 (2011年10月１日－2012年９月30日)	0 (0)	114,000 (114,000)	256,300 (256,300)
第３会計年度 (2012年10月１日－2013年９月30日)	0 (0)	103,100 (103,100)	153,200 (153,200)
第４会計年度 (2013年10月１日－2014年９月30日)	0 (0)	33,000 (33,000)	120,200 (120,200)
第５会計年度 (2014年10月１日－2015年９月30日)	0 (0)	31,400 (31,400)	88,800 (88,800)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

(Dクラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2010年6月24日－2011年9月30日)	227,300 (227,300)	18,800 (18,800)	208,500 (208,500)
第2会計年度 (2011年10月1日－2012年9月30日)	0 (0)	44,100 (44,100)	164,400 (164,400)
第3会計年度 (2012年10月1日－2013年9月30日)	0 (0)	59,400 (59,400)	105,000 (105,000)
第4会計年度 (2013年10月1日－2014年9月30日)	0 (0)	10,500 (10,500)	94,500 (94,500)
第5会計年度 (2014年10月1日－2015年9月30日)	0 (0)	28,800 (28,800)	65,700 (65,700)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

(イ) 海外における買戻し手続等

受益証券は、各評価日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定する場合を除いて、取消すことができないものとします。各受益者は、該当するクラスの受益証券を100口単位でのみ買戻すよう請求することができます。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日が属する月の15暦日（またはかかる日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要があります。

「国内営業日」とは、東京において販売会社が営業を行っている日をいいます。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、計算日に計算され、当該評価日におけるAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の受益証券1口当り純資産価格です。

評価日に関する「計算日」とは、かかる評価日が属する月の翌月の10暦日（もしくはかかる日がルクセンブルグ営業日でない場合、翌ルクセンブルグ営業日）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

受益証券の買戻しが、下記「3 （1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとします。

管理会社は、かかる買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。かかる拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については豪ドルで、ならびにDクラス受益証券については米ドルで電信送金されます。買戻代金は、純資産価格の計算後、可及的速やかに送金される予定です。管理会社はまた、純資産価格の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反

する原因となる旨を管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は受託会社を代理して、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を受託会社の代理としての管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供するように指示することができ、上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定されるAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券1口当り純資産価格です。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、各評価日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する評価日が属する月の1暦日から同月の15暦日まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）の期間に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、（i）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に開始され、また（ii）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に終了するものとします。買戻通知期間中の日の午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以上100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計算日に計算され、当該評価日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格です。事務代行会社は、原則として、計算日に各評価日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については円貨で支払われます。Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に関し、日本円で支払う場合の円／豪ドルおよび円／米ドルとの換算レートは日本における販売会社が注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。ただし、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に関し、販売会社が応じる場合は、外貨で支払うこともできます。買戻通知に関する当該評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の直後の国内営業日となります。

- （注） 買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、管理会社はファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

公式債券価格を受領していることを条件として、各計算日において、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、直前の評価日におけるファンドの1口当り純資産価格を計算します。

計算日以前に公式債券価格を事務代行会社が受領しなかった場合は、公式債券価格を受領した日に純資産価格を計算します。

純資産総額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の間で、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券およびCクラス受益証券双方に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、豪ドルに換算されるものとします。Dクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の1口当り純資産価格は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する純資産総額をAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

各評価日を基準とした公式債券価格は、計算代理人によって本債券のディーラーとしての資格において計算されますが、その価格はインデックスに連動します。つまり公式債券価格は、評価日における正式なインデックス値から、公式債券価格公表日まで（当日を含みます。）の未払いの報酬（上記「第1 2 （1）投資方針」の「本債券」に記載されています。）を差し引き、さらにディーラーが負った一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための、計算金額の0.50%にあたるスプレッドを差し引いた価格に連動します。公式債券価格は、評価日が属する月の翌月の7暦日までにディーラーにより公表される予定です。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により日本円に換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの評価額つまり純資産価格の計算は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠することがありますが、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下のすべてまたは一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができます。

- (i) ファンドの投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- (ii) ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- (iii) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (iv) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、正常価格または正常な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。

- (v) 公式債券価格の公表（またその結果、かかる公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドの受益者名簿に記載されているすべての受益者※に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、信託証書に従った早期終了が行われない場合、2016年9月30日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行ったうえで受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2016年9月30日に終了します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年9月30日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、2016年9月30日の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社との合意により延長が行われる場合を除いて、ファンドは2016年9月30日に終了します。

ファンドの終了の際は、管理会社は、すべての投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの終了後、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

(ロ) マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者※に対し10日以上前に書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、マスター信託証書の規定に本マスター信託証書の修正を行うことができます。受託会社はその意見において、書面により、本マスター信託証書の修正が、（i）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ii）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（iii）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、受益者の決議は本マスター信託証書の修正に不要です。本マスター信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本で必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前までの書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき

管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前までの書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前までの書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前までの書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、（a）他方当事者による投資顧問契約の不履行があり、その治癒を要求した通知の送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、（b）一方の当事者が破産もしくは支払不能となった場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、（c）規制上の理由により、他方当事者の投資顧問契約に基づく義務の履行が不可能となった場合、または（d）ファンドの終了時に、受託会社または投資顧問会社によって解約することができます。さらに、いずれの当事者も、他方当事者に対して60日前までの書面による通知を行うことにより、投資顧問契約を解約することができます。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求することができます。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求することができます。

(iv) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

(v) 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 范 宇晟

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)(ii)の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドは、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

（１）【2015年９月30日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

純資産計算書

2015年９月30日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資－純資産額 （取得価額：1,931,263,730円）	2、3	2,838,246,397
銀行預金		143,893,492
資産合計		2,982,139,889
負債の部		
先渡為替契約未実現損失	13	42,288,046
未払費用	9	9,865,038
負債合計		52,153,084
純資産		2,929,986,805

各受益証券による内訳は以下のとおり。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	9,751	75,500	736,169,440
Bクラス受益証券（日本円）	13,258	43,400	575,390,943
Cクラス受益証券（豪ドル）	112.38	88,800	9,979,315
Dクラス受益証券（米ドル）	98.93	65,700	6,499,739

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

運用計算書

2015年9月30日に終了した年度

(日本円で表示)

	注記	
費用		
投資顧問会社報酬	6	14,308,018
代行協会員報酬	8	14,295,003
事務代行会社報酬	7	5,004,431
保管会社報酬	5	747,593
コルレス銀行手数料		263,674
管理会社および受託会社報酬	4	714,839
弁護士報酬		1,124,782
海外登録費用		2,433,042
専門家報酬		2,566,787
その他管理事務費用		365,713
その他費用		14,085
費用合計		41,837,967
純投資損失		(41,837,967)
投資に係る実現純利益		545,297,892
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(402,141,642)
当期実現純利益		143,156,250
投資に係る未実現純損益の変動		186,709,031
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		113,208,087
当期末実現純利益		299,917,118
運用の結果による純資産の純増加		401,235,401

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

純資産変動計算書

2015年9月30日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		3,916,934,916
純投資損失		(41,837,967)
当期実現純利益		143,156,250
当期末実現純利益		299,917,118
運用の結果による純資産の純増加		401,235,401
受益証券の買戻支払金	12	(1,388,183,512)
		(1,388,183,512)
期末現在純資産		2,929,986,805

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006

発行済受益証券数の変動表
2015年9月30日に終了した年度
(無監査)

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	109,900
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(34,400)
期末現在発行済受益証券数	75,500

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	72,700
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(29,300)
期末現在発行済受益証券数	43,400

Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	120,200
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(31,400)
期末現在発行済受益証券数	88,800

Dクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	94,500
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(28,800)
期末現在発行済受益証券数	65,700

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

統計情報

2015年９月30日現在

（無監査）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（日本円）	2,929,986,805	3,916,934,916	4,590,538,786
Aクラス受益証券（日本円）			
期末現在純資産	736,169,440	990,995,834	1,358,635,972
期末現在１口当り純資産価格	9,751	9,017	8,709
Bクラス受益証券（日本円）			
期末現在純資産	575,390,943	814,828,867	995,663,835
期末現在１口当り純資産価格	13,258	11,208	9,667
Cクラス受益証券（豪ドル）			
期末現在純資産	9,979,315	12,148,249	14,558,910
期末現在１口当り純資産価格	112.38	101.07	95.03
Dクラス受益証券（米ドル）			
期末現在純資産	6,499,739	8,672,743	9,268,942
期末現在１口当り純資産価格	98.93	91.78	88.28

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルーcrest・CTA・ファンド 1006

財務書類に対する注記

2015年9月30日現在

注1－組織

トラスト

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2009年5月14日付信託証書に基づいて設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定および設立される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、両者の間にトラストの資産および管理に対するすべての権限および責任を有する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・ブルーcrest・CTA・ファンド 1006（「ファンド」）は、マスター信託証書および2010年4月15日付追補証書に従い構成される2番目のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2016年9月30日（「強制買戻日」）に終了することを予定して設定されている。信託証書に記載の状況下において、ファンドは、早期に終了する場合または終了が延期される場合がある。

ファンドの投資目的は、高いボラティリティながらも、伝統的な投資手法および他のオルタナティブ投資戦略を含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、長期にわたる高リターンを達成することである。

受託会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（「本債券発行会社」）が、200億米ドルユーロ・ノート・プログラムに基づいて発行した米ドル建て2016年満期インデックスリンク償還債券（「本債券」）に主にファンドが投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指す。

ファンドは、日本円建てである。ファンドは、日本円建てのAクラス受益証券、Bクラス受益証券、豪ドル建てのCクラス受益証券および米ドル建てのDクラス受益証券（総称して「ファンド証券」または「受益証券」）の4つのクラスの受益証券を発行している。

本債券は米ドル建てである。したがって、Dクラス受益証券を除く受益証券の保有者は、米ドルが日本円および豪ドルとの関係でその価値が下落するリスクにさらされている。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有している。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではない。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から、およびCクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落からそれぞれ保護することを目的としている。受託会社がAクラス受益証券およびCクラス受益証券の為替ヘッジ取引を計画し実行するために、受託会社は投資顧問会社を起用している。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる。為替ヘッジ取引が計画通りに、為替リスクを軽減できるという保証はない。

注2－重要な会計方針

財務書類は、当期末から12ヶ月後にファンドの存続期間が終了するため、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき清算基準で作成される。資産および負債は、公正価値に相当するとみなされる実現可能価額で計上されており、以下の重要な会計方針の要約を含んでいる。

投資対象の評価

ファンドの投資対象は、本債券である。本債券は、証券取引所に上場されておらず、規制ある市場で取引されていない。目論見書に従い、本債券の計算代理人が受託会社に報告する公式な純資産額に基づき、受託会社によって評価される。本債券の公式な純資産額は、注3に記載のとおりインデックスに連動している。本債券の公式な純資産額は、本債券に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本債券評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、2015年9月30日現在の本債券の価格を決定するために使用した情報は、原ファンドの未監査純資産額を含む。

計算代理人は、本債券発行会社の関連法人である。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（売買注文が行われる日をいう。）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、売却された投資対象の平均取得価額に基づいて算定される。

受取利息は、発生主義により認識される。支払が不履行になった場合、または支払の履行が疑わしいとファンドが判断する場合、ファンドは、収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の純損益に含まれる。

2015年9月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円=0.01189豪ドル

1円=0.00741ユーロ

1円=0.00834米ドル

為替ヘッジ取引

為替ヘッジ取引の費用は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券のみに帰属するが、その費用を予想することはできず、多大なものとなる場合がある。また、その費用は、主にAクラス受益証券においては米ドルと日本円の金利差、Cクラス受益証券においては米ドルと豪ドルの金利差により決定される。Bクラス受益証券も円建てであるが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しない。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

注3－本債券への投資

本債券の投資収益は、インデックスに連動する。かかるインデックス値は、現金勘定およびケイマン諸島において有限責任免税会社として設立された分離ポートフォリオ会社であるRPM SPC（「原ファンド」）（RPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメントAB（「原ファンド投資管理会社」）が運用する。）の分離ポートフォリオであるRPM SPCシングルCTA分離ポートフォリオ1006（「原ファンド分離ポートフォリオ」）の換金可能な米ドル建てクラスの受益権の純資産額の合計額に連動する。

原ファンド分離ポートフォリオの目的は、主に米国内外の取引所および市場（店頭市場を含む。）における先物取引、スワップ、オプション、通貨の直物取引および先渡取引契約、金利、コモディティ、株式ならびに先進国市場で取引される他の指数取引（総称して「先物」）を通じて、投資証券保有者が長期にわたる資本の成長を達成することである。

かかる目的を追求するために、原ファンド分離ポートフォリオは、その資産の全部または一部を、RPMマスターSPC（「マスター原ファンド」）の分離ポートフォリオである、RPMマスターSPC分離ポートフォリオE（「分離口座」）に投資した。分離口座に関し、マスター原ファンドは、分離口座に対する助言サービスを提供し、分離口座の資産の全部または一部を、完全な投資一任で先物取引およびその他のデリバティブに投資するために、システマティカ・インベストメンツ（「投資アドバイザー」）を任命している。原ファンド投資管理会社は、投資アドバイザーのモニタリングに関し責任を負う。

分離口座は、CTAプログラムに対する100%のエクスポージャーを複製することを目指している。通常、CTAプログラムの投資目的は、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、高リターンを達成することである。原ファンド分離ポートフォリオまたは分離口座の投資目的が達成される保証はない。

注４－管理会社および受託会社の報酬

管理会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注５－保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注６－投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.40%に相当する額およびファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注７－事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注８－代行協会の報酬

代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注9－未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	3,023,301
代行協会員報酬	3,020,553
事務代行会社報酬	1,057,442
保管会社報酬	151,172
管理会社および受託会社報酬	151,047
専門家報酬	2,461,523
未払費用	9,865,038

注10－分配

管理会社は、本書の日付現在、受益者に対して分配を行わない予定である。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

ファンドは、2015年9月30日に終了した年度において、受益者に対して分配を行わなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12－募集および買戻しの条件

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をする場合を除いて、当初募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われえないものとする。

買戻し

受益証券は、各評価日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定する場合を除いて、取消すことができないものとする。各受益者は、該当するクラスの受益証券を100口単位で買戻すよう請求することができる。

注13－先渡為替契約

2015年9月30日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現損益 (日本円)
米ドル	144,066	豪ドル	199,082	2015年11月16日	568,936
米ドル	117,919	豪ドル	165,705	2015年11月16日	234,737
米ドル	47,036	豪ドル	67,026	2015年11月16日	15,783
米ドル	24,269	日本円	2,915,100	2015年11月16日	(7,605)
米ドル	23,855	日本円	2,888,700	2015年11月16日	(30,831)
米ドル	161,731	日本円	20,066,200	2015年11月16日	(690,772)
日本円	711,472,372	米ドル	5,870,721	2015年11月16日	8,159,366
日本円	38,436,895	米ドル	309,361	2015年11月16日	1,375,351
日本円	159,852,000	米ドル	1,331,833	2015年10月16日	236,865
日本円	2,915,100	米ドル	24,260	2015年10月16日	7,517
豪ドル	67,026	米ドル	47,115	2015年10月16日	(15,887)
豪ドル	513,529	米ドル	377,767	2015年11月16日	(2,204,334)
豪ドル	9,660,713	米ドル	7,177,397	2015年11月16日	(49,937,172)
					<u>(42,288,046)</u>

③【投資有価証券明細表等】

(a) 投資株式明細表

該当事項はありません。

(b) 株式以外の投資有価証券明細表

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006

投資有価証券明細表

2015年9月30日現在

(日本円で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に占める割合（％）	
債券		英国				
	米ドル 21,588,000	ノムラ・バンク・インターナショナル 0％	1,931,263,730	2,838,246,397	96.87	
		14/07/16				
			1,931,263,730	2,838,246,397	96.87	
		英国合計	1,931,263,730	2,838,246,397	96.87	
投資有価証券合計			1,931,263,730	2,838,246,397	96.87	

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(c) 投資不動産明細表

該当事項はありません。

(d) その他投資資産明細表

該当事項はありません。

(e) 借入金明細表

該当事項はありません。

Statement of Net Assets
as at September 30, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value <i>(at cost: JPY 1,931,263,730)</i>	2, 3	2,838,246,397
Cash at bank		<u>143,893,492</u>
Total Assets		<u><u>2,982,139,889</u></u>
 LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	42,288,046
Accrued expenses	9	<u>9,865,038</u>
Total Liabilities		<u>52,153,084</u>
 NET ASSETS		 <u><u>2,929,986,805</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	9,751	75,500	736,169,440
Class B Units (in JPY)	13,258	43,400	575,390,943
Class C Units (in AUD)	112.38	88,800	9,979,315
Class D Units (in USD)	98.93	65,700	6,499,739

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended September 30, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
EXPENSES		
Investment Management fees	6	14,308,018
Agent Company fees	8	14,295,003
Administrator fees	7	5,004,431
Custodian fees	5	747,593
Correspondent bank fees		263,674
Management Company and Trustee fees	4	714,839
Legal fees		1,124,782
Overseas registration fees		2,433,042
Professional fees		2,566,787
Other Administrative expenses		365,713
Other expenses		14,085
Total Expenses		41,837,967
NET INVESTMENT LOSS		(41,837,967)
Net realised profit on investments		545,297,892
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(402,141,642)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		143,156,250
Change in net unrealised result on investments		186,709,031
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		113,208,087
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		299,917,118
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		401,235,401

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended September 30, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		3,916,934,916
NET INVESTMENT LOSS		(41,837,967)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		143,156,250
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		299,917,118
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		401,235,401
Payments for repurchase of units	12	(1,388,183,512)
		(1,388,183,512)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		2,929,986,805

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended September 30, 2015
(Unaudited)

Class A Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	109,900
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(34,400)
Number of units outstanding at the end of the year	75,500

Class B Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	72,700
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(29,300)
Number of units outstanding at the end of the year	43,400

Class C Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	120,200
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(31,400)
Number of units outstanding at the end of the year	88,800

Class D Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	94,500
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(28,800)
Number of units outstanding at the end of the year	65,700

Statistical Information
as at September 30, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in JPY)	2,929,986,805	3,916,934,916	4,590,538,786
Class A Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	736,169,440	990,995,834	1,358,635,972
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,751	9,017	8,709
Class B Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	575,390,943	814,828,867	995,663,835
Net Asset Value per unit at the end of the year	13,258	11,208	9,667
Class C Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	9,979,315	12,148,249	14,558,910
Net Asset Value per unit at the end of the year	112.38	101.07	95.03
Class D Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	6,499,739	8,672,743	9,268,942
Net Asset Value per unit at the end of the year	98.93	91.78	88.28

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2015

Note 1 - OrganisationThe Trust

Nomura CTA Series Trust (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated May 14, 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and is registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

A separate portfolio or series of the Trust (“Series Trust”) may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

The Trustee and the Management Company have between them overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 (the “Fund”) is the second Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated April 15, 2010.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on September 30, 2016 (the “Mandatory Repurchase Date”). The Fund may be terminated earlier or the termination may be postponed in circumstances as described in the Trust Deed.

The investment objective of the Fund is to achieve a high return over the long term with a high volatility and low correlations with major asset classes, including traditional investments and other alternative investment strategies.

The Trustee intends to achieve this objective principally through an investment in certain USD denominated Index Linked Redemption Notes due 2016 (the “Note”) to be issued by Nomura Bank International, plc (the “Issuer”) under the USD 20,000,000,000 Euro Note Programme.

The Fund is denominated in Japanese Yen (“JPY”). Four classes of units in the Fund have been issued: Class A Units and Class B Units both denominated in JPY, Class C Units denominated in Australian Dollars (“AUD”) and Class D Units denominated in United States Dollars (“USD”) (together, “Units”).

The Note is denominated in USD. Accordingly, except the Class D Units, holders of Units are subject to the risk that the USD may decline against the JPY and the AUD respectively. The Trustee is responsible for, among other things, designing and implementing the currency hedging transactions, which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the Class A Units and Class C Units from a decline in the value of the USD against the JPY and AUD respectively. To assist the Trustee, the Trustee has retained the Investment Manager to design and implement the currency hedging transactions with respect to the Class A and Class C Units. Currency hedging transactions include: currency forward transactions in the interbank market, currency swap transactions, options, foreign currency futures contracts or other instruments utilised by the Fund with respect to the Class A Units and the Class C Units in an attempt to reduce certain currency risks. No assurance can be given that any currency hedging transactions will be successful in hedging the currency risk they are designed to mitigate.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared on a liquidation basis as the Fund will reach the end of its life twelve months from the date of these financial statements. Assets and liabilities have been recorded at realisable value, deemed to equal fair value, in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF INVESTMENT

The investment of the Fund is the Note. The Note is not listed on any stock exchange and not traded on any regulated market. In accordance with the Offering Circular, the Note is valued by the Trustee based on the official net asset value reported to the Trustee by the calculation agent of the Note. The official net asset value of the Note is linked to an index as explained in note 3. The official net asset value of the Note is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the Note, and using economic information available at the valuation date. The information used by the calculation agent in determining the value of the Note at September 30, 2015 includes the unaudited net asset value of the underlying fund.

The calculation agent is a related party to the Issuer.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date (the date the order to buy and sell is executed). Realised gains or losses on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Interest income is recognised on an accrual basis. The Fund does not accrue income when payment is delinquent or when the Fund believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen (“JPY”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at September 30, 2015:

1 JPY	=	0.01189	AUD
1 JPY	=	0.00741	EUR
1 JPY	=	0.00834	USD

CURRENCY HEDGING TRANSACTIONS

The costs of the Currency Hedging Transactions, which are allocated exclusively to the Class A and C Units, cannot be predicted, may be significant and will principally be determined by the interest rate differentials between USD and JPY in respect of the Class A and USD and the AUD in respect of the Class C. Class B Units, which are also denominated in JPY, are not allocated any of the costs or profits associated with the Currency Hedging Transactions.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Note

The return of principal on the Note is linked to an Index whose level is derived from the sum of the value of the Cash Account and the net asset value of the redeemable US Dollar class of participation rights of RPM SPC Single CTA Segregated Portfolio 1006 (the “Underlying Fund Segregated Portfolio”), a segregated portfolio of RPM SPC, a segregated company incorporated as an exempt company in the Cayman Islands with limited liability (the “Underlying Fund”) managed by RPM Risk & Portfolio Management AB (the “Underlying Fund Investment Manager”).

The Underlying Fund Segregated Portfolio’s objective is to achieve for its shareholders long-term capital appreciation primarily through trading futures, swaps, options, spot and forward contracts on currencies, interest rates, commodities, stock and other indices traded on organised markets (collectively, “Futures”) on US and non-US exchanges and markets (including over-the-counter markets).

To pursue this objective the Underlying Fund Segregated Portfolio invested all or parts of its assets in RPM Master SPC Segregated Portfolio E (the “Managed Account”), a segregated portfolio of the RPM Master SPC (the “Master Underlying Fund”). The Master Underlying Fund in respect of the Managed Account has appointed Systematica Investments (the “Trading Advisor”) to provide advisory services to the Managed Account and to trade and invest on a fully discretionary basis all or parts of the assets of the Managed Account in Futures and other derivatives. The Underlying Fund Investment Manager is responsible for the monitoring of the Trading Advisor.

The Managed Account aims to replicate a 100% exposure to the CTA Program. In general, the investment objective of the CTA Program is to target high returns, with high volatility and low correlation to major asset classes including hedge funds. There can be no assurance that the Underlying Fund Segregated Portfolio's or the Managed Account's investment objectives will be achieved.

Note 4 - Management Company and Trustee fees

The Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01 per cent per annum of the average of the net asset values on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

The Trustee is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01 per cent per annum of the average of the net asset values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02 per cent per annum of the average of the net asset value on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 400,000.

Note 6 - Investment Management fees

The Investment Manager is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter an amount equivalent to 0.40 per cent per annum of the average of the net asset values of the Fund (without reduction for an

accrual of the Investment Management fee then being calculated) on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14 per cent per annum of the average of the net asset value on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 2,800,000.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.40 per cent per annum of the average of the net asset value on each Valuation Day in the relevant quarter.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Management fees	3,023,301
Agent Company fees	3,020,553
Administrator fees	1,057,442
Custodian fees	151,172
Management Company and Trustee fees	151,047
Professional fees	2,461,523
Accrued expenses	9,865,038

Note 10 - Distributions

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders. The Management Company may, however, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund and in proportion to the number of Class A Units, Class B Units, Class C Units or Class D Units, as the case may be, held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant distribution date.

For the year ended September 30, 2015, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units. The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Subsequent Issue of Units**

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after the expiration of the initial offer period.

Repurchase

Units may be repurchased on each Valuation Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the “Repurchase Notice”) requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each individual Unitholder may only request the repurchase of Units in multiples of 100 Units in the relevant class of Units.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at September 30, 2015, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/(Loss) in JPY
USD	144,066	AUD	199,082	November 16, 2015	568,936
USD	117,919	AUD	165,705	November 16, 2015	234,737
USD	47,036	AUD	67,026	November 16, 2015	15,783
USD	24,269	JPY	2,915,100	November 16, 2015	(7,605)
USD	23,855	JPY	2,888,700	November 16, 2015	(30,831)
USD	161,731	JPY	20,066,200	November 16, 2015	(690,772)
JPY	711,472,372	USD	5,870,721	November 16, 2015	8,159,366
JPY	38,436,895	USD	309,361	November 16, 2015	1,375,351
JPY	159,852,000	USD	1,331,833	October 16, 2015	236,865
JPY	2,915,100	USD	24,260	October 16, 2015	7,517
AUD	67,026	USD	47,115	October 16, 2015	(15,887)
AUD	513,529	USD	377,767	November 16, 2015	(2,204,334)
AUD	9,660,713	USD	7,177,397	November 16, 2015	(49,937,172)
					(42,288,046)

Statement of Investments
as at September 30, 2015
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Net Asset Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM					
STRUCTURED NOTES					
USD	21,588,000	NOMURA BANK INTL 0% 14/07/16	1,931,263,730	2,838,246,397	96.87
			<u>1,931,263,730</u>	<u>2,838,246,397</u>	<u>96.87</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>1,931,263,730</u>	<u>2,838,246,397</u>	<u>96.87</u>
Total Investments			<u><u>1,931,263,730</u></u>	<u><u>2,838,246,397</u></u>	<u><u>96.87</u></u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2014年９月30日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

純資産計算書

2014年９月30日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資－純資産額 （取得価額：3,165,812,528円）	2、3	3,886,086,164
銀行預金		198,362,961
資産合計		4,084,449,125
負債の部		
先渡為替契約未実現損失	13	155,496,133
未払費用	9	12,018,076
負債合計		167,514,209
純資産		3,916,934,916

各受益証券による内訳は以下のとおり。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	9,017	109,900	990,995,834
Bクラス受益証券（日本円）	11,208	72,700	814,828,867
Cクラス受益証券（豪ドル）	101.07	120,200	12,148,249
Dクラス受益証券（米ドル）	91.78	94,500	8,672,743

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

運用計算書

2014年9月30日に終了した年度

(日本円で表示)

	注記	
費用		
投資顧問会社報酬	6	16,780,951
代行協会員報酬	8	16,765,827
事務代行会社報酬	7	5,869,410
保管会社報酬	5	874,611
コルレス銀行手数料		290,217
管理会社および受託会社報酬	4	838,395
弁護士報酬		1,327,137
海外登録費用		2,459,885
専門家報酬		2,534,666
その他管理事務費用		306,280
その他費用		20,810
費用合計		48,068,189
純投資損失		(48,068,189)
投資に係る実現純利益		96,130,925
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益		48,863,634
当期実現純利益		144,994,559
投資に係る未実現純損益の変動		536,330,944
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		(197,698,691)
当期末実現純利益		338,632,253
運用の結果による純資産の純増加		435,558,623

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

財務書類に対する注記

2014年9月30日現在

注1－組織

トラスト

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2009年5月14日付信託証書に基づいて設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定および設立される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、両者の間にトラストの資産および管理に対するすべての権限および責任を有する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006（「ファンド」）は、マスター信託証書および2010年4月15日付追補証書に従い構成される2番目のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2016年9月30日（「強制買戻日」）に終了することを予定して設定されている。信託証書に記載の状況下において、ファンドは、早期に終了する場合または終了が延期される場合がある。

ファンドの投資目的は、高いボラティリティながらも、伝統的な投資手法および他のオルタナティブ投資戦略を含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、長期にわたる高リターンを達成することである。

受託会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（「本債券発行会社」）が、200億米ドルユーロ・ノート・プログラムに基づいて発行した米ドル建て2016年満期インデックスリンク償還債券（「本債券」）に主にファンドが投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指す。

ファンドは、日本円建てである。ファンドは、日本円建てのAクラス受益証券、Bクラス受益証券、豪ドル建てのCクラス受益証券および米ドル建てのDクラス受益証券（総称して「ファンド証券」または「受益証券」）の4つのクラスの受益証券を発行している。

本債券は米ドル建てである。したがって、Dクラス受益証券を除く受益証券の保有者は、米ドルが日本円および豪ドルとの関係でその価値が下落するリスクにさらされている。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有している。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではない。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から、およびCクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落からそれぞれ保護することを目的としている。受託会社がAクラス受益証券およびCクラス受益証券の為替ヘッジ取引を計画し実行するために、受託会社は投資顧問会社を起用している。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡し取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる。為替ヘッジ取引が計画通りに、為替リスクを軽減できるという保証はない。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されており、以下の重要な会計方針の要約を含んでいる。

投資対象の評価

ファンドの投資対象は、本債券である。本債券は、証券取引所に上場されておらず、規制ある市場で取引されていない。目論見書に従い、本債券の計算代理人が受託会社に報告する公式な純資産額に基づき、受託会社によって評価される。本債券の公式な純資産額は、注3に記載のとおりインデックスに連動している。本債券の公式な純資産額は、本債券に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本債券評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、2014年9月30日現在の本債券の価格を決定するために使用した情報は、原ファンドの未監査純資産額を含む。

計算代理人は、本債券発行会社の関連法人である。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（売買注文が行われる日をいう。）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、売却された投資対象の平均取得価額に基づいて算定される。

受取利息は、発生主義により認識される。支払が不履行になった場合、または支払の履行が疑わしいとファンドが判断する場合、ファンドは、収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の純損益に含まれる。

2014年9月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円＝0.01044豪ドル

1円＝0.00721ユーロ

1円＝0.00915米ドル

為替ヘッジ取引

為替ヘッジ取引の費用は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券のみに帰属するが、その費用を予想することはできず、多大なものとなる場合がある。また、その費用は、主にAクラス受益証券においては米ドルと日本円の金利差、Cクラス受益証券においては米ドルと豪ドルの金利差により決定される。Bクラス受益証券も円建てであるが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しない。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートを評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

注3－本債券への投資

本債券の投資収益は、インデックスに連動する。かかるインデックス値は、現金勘定およびケイマン諸島において有限責任免税会社として設立された分離ポートフォリオ会社であるRPM SPC（「原ファンド」）（RPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメントAB（「原ファンド投資管理会社」）が運用する。）の分離ポートフォリオであるRPM SPCシングルCTA分離ポートフォリオ1006（「原ファンド分離ポートフォリオ」）の換金可能な米ドル建てクラスの受益権の純資産額の合計額に連動する。

原ファンド分離ポートフォリオの目的は、主に米国内外の取引所および市場（店頭市場を含む。）における先物取引、スワップ、オプション、通貨の直物取引および先渡取引契約、金利、コモディティー、株式ならびに先進国市場で取引される他の指数取引（総称して「先物」）を通じて、投資証券保有者が長期にわたる資本の成長を達成することである。

かかる目的を追求するために、原ファンド分離ポートフォリオは、その資産の全部または一部を、RPMマスターSPC（「マスター原ファンド」）の分離ポートフォリオである、RPMマスターSPC分離ポートフォリオE（「分離口座」）に投資した。分離口座に関し、マスター原ファンドは、分離口座に対する助言サービスを提供し、分離口座の資産の全部または一部を、完全な投資一任で先物取引およびその他のデリバティブに投資するために、ブルークレスト・キャピタル・マネジメント・エルエルピー（「投資アドバイザー」）を任命している。原ファンド投資管理会社は、投資アドバイザーのモニタリングに関し責任を負う。

分離口座は、CTAプログラムに対する100%のエクスポージャーを複製することを目指している。通常、CTAプログラムの投資目的は、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、高リターンを達成することである。原ファンド分離ポートフォリオまたは分離口座の投資目的が達成される保証はない。

注4－管理会社および受託会社の報酬

管理会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注5－保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6－投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.40%に相当する額およびファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注7－事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8－代行協会員の報酬

代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注9－未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	3,948,815
代行協会員報酬	3,945,267
事務代行会社報酬	1,381,165
保管会社報酬	197,451
管理会社および受託会社報酬	197,288
専門家報酬	2,348,090
未払費用	12,018,076

注10－分配

管理会社は、本書の日付現在、受益者に対して分配を行わない予定である。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

ファンドは、2014年9月30日に終了した年度において、受益者に対して分配を行わなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12－募集および買戻しの条件

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をする場合を除いて、当初募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われえないものとする。

買戻し

受益証券は、各評価日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定する場合を除いて、取消すことができないものとする。各受益者は、該当するクラスの受益証券を100口単位で買戻すよう請求することができる。

注13－先渡為替契約

2014年9月30日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現損益 (日本円)
米ドル	353,639	豪ドル	382,622	2014年11月14日	2,139,514
米ドル	255,394	日本円	26,259,500	2014年11月14日	1,646,076
米ドル	91,812	豪ドル	98,600	2014年11月14日	625,788
米ドル	110,778	日本円	11,493,300	2014年11月14日	610,869
米ドル	152,330	日本円	16,673,400	2014年11月14日	(29,090)
米ドル	162,274	豪ドル	186,264	2014年11月14日	(38,080)
豪ドル	186,264	米ドル	162,608	2014年10月17日	37,841
日本円	16,673,400	米ドル	152,310	2014年10月17日	28,045
日本円	3,277,200	米ドル	29,956	2014年10月17日	3,376
日本円	1,033,144,032	米ドル	10,172,845	2014年11月14日	(78,386,896)
豪ドル	12,586,365	米ドル	11,740,562	2014年11月14日	(82,133,576)
					<u>(155,496,133)</u>

Statement of Net Assets
as at September 30, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value <i>(at cost: JPY 3,165,812,528)</i>	2, 3	3,886,086,164
Cash at bank		<u>198,362,961</u>
Total Assets		<u><u>4,084,449,125</u></u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	155,496,133
Accrued expenses	9	<u>12,018,076</u>
Total Liabilities		<u><u>167,514,209</u></u>
NET ASSETS		<u><u><u>3,916,934,916</u></u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	9,017	109,900	990,995,834
Class B Units (in JPY)	11,208	72,700	814,828,867
Class C Units (in AUD)	101.07	120,200	12,148,249
Class D Units (in USD)	91.78	94,500	8,672,743

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended September 30, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
EXPENSES		
Investment Management fees	6	16,780,951
Agent Company fees	8	16,765,827
Administrator fees	7	5,869,410
Custodian fees	5	874,611
Correspondent bank fees		290,217
Management Company and Trustee fees	4	838,395
Legal fees		1,327,137
Overseas registration fees		2,459,885
Professional fees		2,534,666
Other Administrative expenses		306,280
Other expenses		20,810
Total Expenses		48,068,189
NET INVESTMENT LOSS		(48,068,189)
Net realised profit on investments		96,130,925
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		48,863,634
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		144,994,559
Change in net unrealised result on investments		536,330,944
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(197,698,691)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		338,632,253
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		435,558,623

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2014**Note 1 - Organisation**The Trust

Nomura CTA Series Trust (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated May 14, 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and is registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

A separate portfolio or series of the Trust (“Series Trust”) may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

The Trustee and the Management Company have between them overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 (the “Fund”) is the second Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated April 15, 2010.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on September 30, 2016 (the “Mandatory Repurchase Date”). The Fund may be terminated earlier or the termination may be postponed in circumstances as described in the Trust Deed.

The investment objective of the Fund is to achieve a high return over the long term with a high volatility and low correlations with major asset classes, including traditional investments and other alternative investment strategies.

The Trustee intends to achieve this objective principally through an investment in certain USD denominated Index Linked Redemption Notes due 2016 (the “Note”) to be issued by Nomura Bank International, plc (the “Issuer”) under the USD 20,000,000,000 Euro Note Programme.

The Fund is denominated in Japanese Yen (“JPY”). Four classes of units in the Fund have been issued: Class A Units and Class B Units both denominated in JPY, Class C Units denominated in Australian Dollars (“AUD”) and Class D Units denominated in United States Dollars (“USD”) (together, “Units”).

The Note is denominated in USD. Accordingly, except the Class D Units, holders of Units are subject to the risk that the USD may decline against the JPY and the AUD respectively. The Trustee is responsible for, among other things, designing and implementing the currency hedging transactions, which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the Class A Units and Class C Units from a decline in the value of the USD against the JPY and AUD respectively. To assist the Trustee, the Trustee has retained the Investment Manager to design and implement the currency hedging transactions with respect to the Class A and Class C Units. Currency hedging transactions include: currency forward transactions in the interbank market, currency swap transactions, options, foreign currency futures contracts or other instruments utilised by the Fund with respect to the Class A Units and the Class C Units in an attempt to reduce certain currency risks. No assurance can be given that any currency hedging transactions will be successful in hedging the currency risk they are designed to mitigate.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF INVESTMENT

The investment of the Fund is the Note. The Note is not listed on any stock exchange and not traded on any regulated market. In accordance with the Offering Circular, the Note is valued by the Trustee based on the official net asset value reported to the Trustee by the calculation agent of the Note. The official net asset value of the Note is linked to an index as explained in note 3. The official net asset value of the Note is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the Note, and using economic information available at the valuation date. The information used by the calculation agent in determining the value of the Note at September 30, 2014 includes the unaudited net asset value of the underlying fund.

The calculation agent is a related party to the Issuer.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date (the date the order to buy and sell is executed). Realised gains or losses on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Interest income is recognised on an accrual basis. The Fund does not accrue income when payment is delinquent or when the Fund believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen (“JPY”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at September 30, 2014:

1 JPY	=	0.01044	AUD
1 JPY	=	0.00721	EUR
1 JPY	=	0.00915	USD

CURRENCY HEDGING TRANSACTIONS

The costs of the Currency Hedging Transactions, which are allocated exclusively to the Class A and C Units, cannot be predicted, may be significant and will principally be determined by the interest rate differentials between USD and JPY in respect of the Class A and USD and the AUD in respect of the Class C. Class B Units, which are also denominated in JPY, are not allocated any of the costs or profits associated with the Currency Hedging Transactions.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are

recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Note

The return of principal on the Note is linked to an Index whose level is derived from the sum of the value of the Cash Account and the net asset value of the redeemable US Dollar class of participation rights of RPM SPC Single CTA Segregated Portfolio 1006 (the “Underlying Fund Segregated Portfolio”), a segregated portfolio of RPM SPC, a segregated company incorporated as an exempt company in the Cayman Islands with limited liability (the “Underlying Fund”) managed by RPM Risk & Portfolio Management AB (the “Underlying Fund Investment Manager”).

The Underlying Fund Segregated Portfolio’s objective is to achieve for its shareholders long-term capital appreciation primarily through trading futures, swaps, options, spot and forward contracts on currencies, interest rates, commodities, stock and other indices traded on organised markets (collectively, “Futures”) on US and non-US exchanges and markets (including over-the-counter markets).

To pursue this objective the Underlying Fund Segregated Portfolio invested all or parts of its assets in RPM Master SPC Segregated Portfolio E (the “Managed Account”), a segregated portfolio of the RPM Master SPC (the “Master Underlying Fund”). The Master Underlying Fund in respect of the Managed Account has appointed BlueCrest Capital Management LLP (the “Trading Advisor”) to provide advisory services to the Managed Account and to trade and invest on a fully discretionary basis all or parts of the assets of the Managed Account in Futures and other derivatives. The Underlying Fund Investment Manager is responsible for the monitoring of the Trading Advisor.

The Managed Account aims to replicate a 100% exposure to the CTA Program. In general, the investment objective of the CTA Program is to target high returns, with high volatility and low correlation to major asset classes including hedge funds. There can be no assurance that the Underlying Fund Segregated Portfolio's or the Managed Account's investment objectives will be achieved.

Note 4 - Management Company and Trustee fees

The Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01 per cent per annum of the average of the net asset values on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

The Trustee is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01 per cent per annum of the average of the net asset values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02 per cent per annum of the average of the net asset value on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 400,000.

Note 6 - Investment Management fees

The Investment Manager is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter an amount equivalent to 0.40 per cent per annum of the average of the net asset values of the Fund (without reduction for an accrual of the Investment Management fee then being calculated) on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14 per cent per annum of the average of the net asset value on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 2,800,000.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.40 per cent per annum of the average of the net asset value on each Valuation Day in the relevant quarter.

Note 9 - Accrued expenses*JPY*

Investment Management fees	3,948,815
Agent Company fees	3,945,267
Administrator fees	1,381,165
Custodian fees	197,451
Management Company and Trustee fees	197,288
Professional fees	2,348,090

Accrued expenses	<u>12,018,076</u>
------------------	-------------------

Note 10 - Distributions

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders. The Management Company may, however, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund and in proportion to the number of Class A Units, Class B Units, Class C Units or Class D Units, as the case may be, held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant distribution date.

For the year ended September 30, 2014, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units. The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Subsequent Issue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after the expiration of the initial offer period.

Repurchase

Units may be repurchased on each Valuation Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the “Repurchase Notice”) requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each individual Unitholder may only request the repurchase of Units in multiples of 100 Units in the relevant class of Units.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at September 30, 2014, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/(Loss) in JPY
USD	353,639	AUD	382,622	November 14, 2014	2,139,514
USD	255,394	JPY	26,259,500	November 14, 2014	1,646,076
USD	91,812	AUD	98,600	November 14, 2014	625,788
USD	110,778	JPY	11,493,300	November 14, 2014	610,869
USD	152,330	JPY	16,673,400	November 14, 2014	(29,090)
USD	162,274	AUD	186,264	November 14, 2014	(38,080)
AUD	186,264	USD	162,608	October 17, 2014	37,841
JPY	16,673,400	USD	152,310	October 17, 2014	28,045
JPY	3,277,200	USD	29,956	October 17, 2014	3,376
JPY	1,033,144,032	USD	10,172,845	November 14, 2014	(78,386,896)
AUD	12,586,365	USD	11,740,562	November 14, 2014	(82,133,576)
					(155,496,133)

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年1月末日現在)

I 資産総額	2,368,462,295円
II 負債総額	6,256,964円
III 純資産総額（I－II）	2,362,205,331円 （Aクラス） 736,435,441円 （Bクラス） 335,778,956円 （Cクラス） 8,743,390豪ドル （Dクラス） 4,493,376米ドル
IV 発行済口数	（Aクラス） 73,100口 （Bクラス） 24,400口 （Cクラス） 74,900口 （Dクラス） 43,900口
V 1口当り純資産価格（III／IV）	（Aクラス） 10,074円 （Bクラス） 13,761円 （Cクラス） 116.73豪ドル （Dクラス） 102.35米ドル

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2016年2月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デピュティ・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤン グ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2016年2月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2016年1月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

(2016年1月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,881,199,302.98米ドル
		1	263,824,312.26ユーロ
		2	2,920,072,527.74豪ドル
		1	168,988,803.63カナダドル
		1	715,711,329.08ニュージーランドドル
		1	69,959,899.02英ポンド

ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,340,965,615.51米ドル
		7	156,376,507.63ユーロ
		12	396,794,968,825円
		9	716,892,043.73豪ドル
		4	49,899,014.89カナダドル
		5	266,233,582.62ニュージーランドドル
		3	16,797,500.97英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	17	590,503,387.20米ドル
		1	367,507,762.74南アフリカ・ランド
		1	16,405,545.87ユーロ
		26	24,171,171,501円
		6	591,534,596.03豪ドル
		3	185,779,423.84ニュージーランドドル

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をトラストの勘定で行い、トラストの通常業務を管理する排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任することができます。管理会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社の現実の故意の不履行、詐欺または過失により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。

管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、解任されることがあります。かかる辞任または解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在の受益者から補償を受ける権利以外で、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年2月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日		2014年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		401,155	49,787	432,756	53,709
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	999,110	7,788,467	966,627
		8,451,356	1,048,898	8,221,223	1,020,336
前払費用		18,750	2,327	29,489	3,660
資産合計		8,470,106	1,051,225	8,250,712	1,023,996
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,541	375,000	46,541
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,654	37,500	4,654
その他準備金	4	1,130,000	140,244	1,290,000	160,102
繰越損益	4	5,255,936	652,314	3,899,759	483,999
当期損益	4	633,681	78,646	1,196,177	148,458
		7,432,117	922,400	6,798,436	843,754
引当金					
納税引当金	5	807,746	100,249	1,222,740	151,754
		807,746	100,249	1,222,740	151,754
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	204,352	25,362	206,301	25,604
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,143	11,171	1,386
社会保障債務		16,681	2,070	12,064	1,497
		230,243	28,575	229,536	28,488

負債合計

8,470,106

1,051,225

8,250,712

1,023,996

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日終了年度		2014年３月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、11	379,754	47,131	242,513	30,098
人件費					
給与および賃金	9	811,587	100,726	757,768	94,047
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	8,920	67,087	8,326
その他営業費用		25,000	3,103	10,417	1,293
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	238	—	—
所得税	5	110,827	13,755	167,619	20,803
当期利益		633,681	78,646	1,196,177	148,458
費用合計		2,034,638	252,519	2,441,581	303,025
収益					
純売上高	1	2,025,472	251,381	2,275,971	282,471
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	17,006
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、11	9,166	1,138	28,587	3,548
収益合計		2,034,638	252,519	2,441,581	303,025

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2014年６月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年３月31日および2014年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－その他利息およびその他金融収益

	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9－スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13－受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年2月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		348,077	43,200	417,052	51,760
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,513,112	1,056,562	7,664,982	951,301
		8,861,189	1,099,762	8,082,034	1,003,061
前払費用		6,250	776	—	—
資産合計		8,867,439	1,100,538	8,082,034	1,003,061
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,541	375,000	46,541
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,654	37,500	4,654
その他準備金	4	965,000	119,766	1,290,000	160,102
繰越利益	4	6,054,617	751,439	5,095,936	632,457
当期利益		321,763	39,934	311,425	38,651
		7,753,880	962,334	7,109,861	882,405
引当金					
納税引当金	5	894,682	111,039	788,887	97,909
		894,682	111,039	788,887	97,909
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	186,903	23,197	159,718	19,823
税金および社会保障債務					
税金債務		9,512	1,181	9,519	1,181
社会保障債務		22,462	2,788	14,049	1,744
		218,877	27,165	183,286	22,748

負債合計	8,867,439	1,100,538	8,082,034	1,003,061
------	-----------	-----------	-----------	-----------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2015年9月30日に 終了した期間		2014年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	139,241	17,281	143,491	17,809
人件費					
給与および賃金	8	374,239	46,447	423,765	52,593
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	28,810	3,576	27,536	3,417
その他営業費用		12,500	1,551	12,500	1,551
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	12,663	1,572	6,157	764
所得税	5	86,936	10,790	91,968	11,414
当期利益		321,763	39,934	311,425	38,651
費用合計		976,152	121,150	1,016,842	126,200
収益					
純売上高	1	976,152	121,150	1,016,842	126,200
収益合計		976,152	121,150	1,016,842	126,200

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2015年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年9月30日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが当期会計期間に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年9月30日および2014年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2015年９月30日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年９月30日および2014年９月30日現在、残高は、未払いのコンサルタント報酬、給与に関する積立金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用

	2015年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(10,963)	(6,157)
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	2,177	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(3,877)	—
	(12,663)	(6,157)

注８－スタッフ

2015年９月30日および2014年９月30日に終了した期間中、当社は６名を雇用していた。

注９－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	50,000
海外登録費用	42,473	43,641
その他費用	38,268	49,850
	<u>139,241</u>	<u>143,491</u>

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2015年9月30日および2014年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、ゼロまたはマイナスであった。短期預金契約は、2015年9月30日に終了した期間に受取利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客と同様のスプレッドを差し引いた後の利率であった。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年9月30日および2014年9月30日に終了した期間につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2010年法の第16章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2016年1月末日現在、500,000ユーロ（約6,206万円）（払込済株式資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島当局から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2016年1月末日現在、28,000,000ユーロ（約34億7,508万円）

③ 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2016年2月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2016年2月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

① 名称

野村アセットマネジメント株式会社

② 資本金の額

2016年2月末日現在、171億8,035万円

③ 事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。

受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条および別表4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。受託会社がファンドに関して有価証券投資事業を行う場合、受託会社は、本債券への投資を行うことにより、またはファンド資産に関して受託会社としてその他の投資決定を行うことにより、受託会社としての職務を履行する上で必要または付随する行為のみを行います。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託することができます。受託会社または管理会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社または管理会社の現実の故意の不履行、詐欺もしくは過失または受託会社もしくは管理会社の義務の未必の故意により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき受託会社または管理会社は、一切責任を負わないものとします。

受託会社は、その職務の一部を保管会社および投資顧問会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の故意の不履行、悪意、詐欺または過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

受託会社は、管理会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後のみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の日または受託会社の清算開始から30日以内に管理会社が後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者は、随時受益者の決議をもって、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することができます。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めとおり、ファンドの口座のための授権された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管契約に基づき、保管会社は、投資顧問会社により要求された場合または投資顧問会社の指図により、通貨取引の注文を受け付けることができます。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意の不履行、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管契約に基づき、受託会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した代理人側の故意の不履行、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から保管会社を補償します。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録および譲渡サービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意の不履行、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。管理会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から事務代行会社を補償します。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しました。販売会社は、日本において受益証券を販売しました。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随または必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

(4) 投資顧問会社

投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、投資顧問契約の条項に基づき、以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券およびCクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 受託会社（もしくはその代理としての事務代行会社）、本債券発行会社（受託会社の要請によります。）、原ファンド投資管理会社（本債券発行会社の要請によります。）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、原ファンド投資管理会社の運営上の能力について定期的にモニタリングを行い、かつファンドの投資目的に照らした原ファンド分離ポートフォリオの投資ポートフォリオの妥当性を定期的にモニタリングすること。
- (c) 投資顧問会社が、その単独の判断のみに基づき、原ファンド投資管理会社の運営上の能力に重大な欠陥があると判断した場合、または原ファンド分離ポートフォリオの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的な範囲で速やかに受託会社に通知すること。

- (d) 為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から、およびCクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行すること。
- (e) ファンドの現金残高を管理すること。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した

国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。

管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託

託に対して主たる事務所を提供し、または（会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者

の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少数数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う）を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2014年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グラントコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グラントコートは受託会社に対して投資信託資産からグラントコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが解散に付されもしくはは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。

9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。

9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
- (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索すること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。

- (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2015年3月31日	有価証券報告書（第4期）
2015年6月30日	半期報告書（第5期中）
2015年11月20日	臨時報告書

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

独立監査人の報告書

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006（清算基準）
受託会社 御中

我々は、（清算基準に基づく）ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006（以下「ファンド」という。）の2015年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報で構成される、添付の財務書類について監査を行った。これらの財務書類は、清算基準に基づき作成された。

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、（清算基準に基づく）ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006の2015年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において公正な概観を与えているものと認める。

追記情報

我々の意見を限定することなく、我々は注記2に注目する。そこに説明されているとおり、また目論見書の規定に従い、当財務書類には2,838,246,397円（純資産の96.87%）と評価される投資対象が含まれており、その価額は、投資対象の計算代理人により受託会社に連絡された公式の純資産額に基づき、受託会社が決定したものである。注記3に記述されているとおり、投資対象の公式の純資産額は、インデックスに連動する。投資対象の公式の純資産額は、この投資対象に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本債券評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、この投資対象の2015年9月30日現在の価額を決定するために使用した情報は、原ファンドの未監査純資産額を含む。また、計算代理人は、発行会社の関連当事者である。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。したがって、我々がこれらの情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2016年1月26日

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 (on a liquidation basis), a series trust of NOMURA CTA SERIES TRUST

We have audited the accompanying financial statements of Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 (on a liquidation basis)(the “Fund”) which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at September 30, 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information. These financial statements have been prepared on a liquidation basis.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 (on a liquidation basis) as at September 30, 2015, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Emphasis of matter

Without qualifying our opinion, we draw attention to Note 2. As explained therein and in accordance with the terms of the offering circular, the financial statements include an investment which is valued at JPY 2,838,246,397 (96.87% of net assets). The investment is valued by the Trustee based on the official net asset value reported to the Trustee by the Calculation Agent of the investment. The official net asset value of the investment is linked to an index as explained in Note 3. The official net asset value of the investment is calculated by the Calculation Agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the investment and using economic information

available at the valuation date. The information used by the Calculation Agent in determining the value of the investment at September 30, 2015 includes the unaudited net asset value of the Underlying Fund. In addition, the Calculation Agent is a related party to the Issuer.

Other matter

Supplementary information included on pages 9 and 10 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures as carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG LTD.

January 26, 2016

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

受託会社 御中

我々は、ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006（以下「ファンド」という。）の2014年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006の2014年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において公正な概観を与えているものと認める。

追記情報

我々の意見を限定することなく、我々は注記2に注目する。そこに説明されているとおり、また目論見書の規定に従い、当財務書類には3,886,086,164円（純資産の99.21%）と評価される投資対象が含まれており、その価額は、計算代理人により受託会社に連絡された公式の純資産額に基づき、受託会社により決定されている。注記3に記述されているとおり、投資対象の公式の純資産額は、インデックスに連動する。投資対象の公式の純資産額は、この投資対象に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本債券評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、この投資対象の2014年9月30日現在の価額を決定するために使用した情報は、原ファンドの未監査純資産額を含む。また、計算代理人は、発行会社の関連当事者である。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。したがって、我々がこれらの情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年1月29日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura BlueCrest CTA Fund 1006, a series trust of NOMURA CTA SERIES TRUST

We have audited the accompanying financial statements of Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 (the “Fund”) which comprise the statement of net assets, including the statement of investments, as at September 30, 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura BlueCrest CTA Fund 1006 as at September 30, 2014, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Emphasis of matter

Without qualifying our opinion, we draw attention to Note 2. As explained therein and in accordance with the terms of the offering circular, the financial statements include an investment which is valued at JPY 3,886,086,164 (99.21% of net assets). The investment is valued by the Trustee based on the official net asset value reported to the Trustee by the calculation agent. The official net asset value of the investment is linked to an index as explained in Note 3. The official net asset value of the investment is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the investment and using economic information available at the valuation date. The information used by the calculation agent in determining the value of the

investment at September 30, 2014 includes the unaudited net asset value of the underlying fund. In addition, the calculation agent is a related party to the issuer.

Other matter

Supplementary information included on pages 9 and 10 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures as carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG LTD.

January 29, 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d ’ entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d ’ entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d ’ entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity ’ s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ’ s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d ’ entreprises agréé ”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d ’ entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d ’ entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity ’ s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ’ s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。